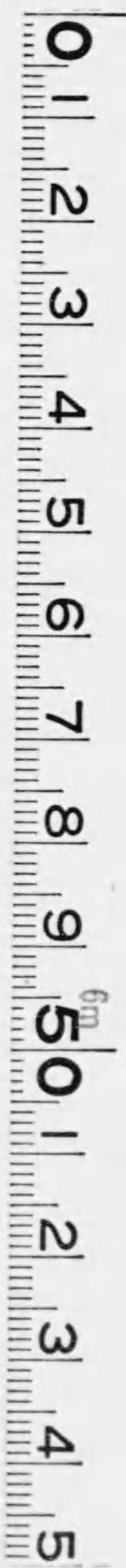


340

481



始



4-44-22

340-481

現代叢書

日本憲政史



蘇峰 德富猪一郎 監修

伊達源一郎 編輯

大正
4. 3. 27
購求

340-481

日本憲政史は、實に工藤武重君の手に成る。君や十年
一日の如く、孤苦精勵、夙夜孜々として、帝國憲政史
編著の事に従ひ、之か爲めに其の渾身の精力を傾倒し
たるのみならず、又た父祖傳來の遺産さへも沽却して、
以て其の資に供したりと云ふ。其の篤志、篤學、現代
に於て、良に得易からざる也。吾人は本書か、君の積
年研磨の結果の一斑たることを告白するを以て、其の

文

序

價值を定むるに、充分なるを信せずんはあらず。
 然りと雖も日本の憲政は、複雑なる問題也。其の觀察
 は、觀察者の立場如何によりて、多趣多様なる可きは、
 宛も廬山の面目の、側に見て嶺となり、豎に見て峰と
 なるか如し。吾人は必ずしも工藤君の觀察に、逐一裏
 書せんとするものにあらず。然も縦令間ま或は其の意
 見を同うせざるも、豈に其れ他山の石たらざらん哉。
 管仲を起すものは鮑叔也。今後日本の憲政史に就て、

ハラム、メーンを凌ぐの大家出て來るも、其の先鞭の
 功は、到底之を工藤君に譲らざるを得ざる可し。吾人
 は本書を紹介すると同時に、併せて本書の著者を紹介
 するの禁す可らざるを覺ゆ。

大正四年三月十一日

於國民新聞社編輯局

蘇 峰 學 人

例言

- 一、本書は先づ維新以來憲法發布に至る所謂憲政準備時代を略述し、其れより最近第三十五議會解散迄の二十餘年間の憲政運用の事蹟を概叙したり。
- 一、本書は勉めて議論に互ることを避けたり。
- 一、本書中に記載せる人物、現存の者多し。一様に敬稱を用ひず、又爵位を冠せず。

大正四年三月

編者識

目 例
(一)

目次

第一章 帝國立憲の由來

一 維新政府の洪圖

五條の聖旨—立憲の廟謨—人材徵求—下議事所—議政官上局下局—公議所—集議院—左院

二 民選議院論

閣臣の軋轢—征韓論—民選議院設立建白—廟堂の立憲思想—木戸の政規典則論—立憲遲速論—地方官會議—大阪會議—憲政樹立の盟約—元老院及大審院—下層民選議院の設立

三 國會開設の勅諭

目次

(一)

一一—一七

(二)

先進凋落—大隈伊藤の權力競争—文武兩派の暗闘—大隈の立憲速成密策—開拓使官有物拂下問題—大隈退放—國會開設の勸諭—立憲の準備—伊藤の洋行—憲法起草

四 國民の自覺……………一七—二三

民權自由論—愛國公黨—政社勃興—言論危激—暴動頻出—土佐立志社の陰謀—板垣の活動—地方各政社聯合—愛國社—國會期成同盟會—國會開設願望—官民の反目

五 政黨結成……………二三—三〇

自由黨—黨界に於ける土佐派の勢力—改進黨—大隈の活動—自由改進黨兩黨氣風の異同—兩黨の惡感—奸商退治偽黨撲滅の聲言—帝政黨—當路者の後援

六 抑壓政策……………三〇—三三

言論集會結社の不自由—國論委陳—政黨解散—壓制政府顯微の陰謀—福島事件—大隈事件

七 內閣創制、國民的大運動……………三三—三八

第二章 憲政の初期……………四一

一 帝國議會開設……………四二

衆議院議員初次總選舉—兩院議員就任—帝國議會初次召集

二 政黨事情……………四三—五〇

後藤象二郎の大同團結計畫—後藤の入閣—大同團結の分裂—政社派大同俱樂部—非政社派大同協和會—板垣退助の調停運動—再興自由黨—愛國公黨—大同三派合同談—庚

(三)

(四)

實俱樂部—九州同志會の活動—全國進歩主義政團聯合の議—政府の妨碍—大政黨結成計畫—立憲自由黨組織—國民自由黨—立憲改進黨の地歩—中立議員團大成會

三 官民の接戦……………五〇—五三

政府の政黨觀—超然主義—黨爭防止策—閣員の配置—第一議會—政府議會の接戦開始—經費節減民力休養論—議出削減六百五十萬圓—黃白妥協政治の起端

四 松方内閣組織……………五四—五五

首相山縣の意衷—其辭職—松方内閣組織—大津事變—閣員異動

五 衆議院解散、選舉干渉……………五六—六〇

第二議會—官民反抗—豫算大削減—新事業一切否認—衆議院解散—第二次總選舉—選舉干渉—總選舉の結果—政府の與黨中央交渉部—官民の軋轢—政府の動搖—内務大臣其他の更迭

六 松方内閣の傾覆……………六〇—六三

第三議會—内閣彈劾の決議—内務大臣等の再更迭—選舉干渉善後處分着手—内閣不統一—首相松方の辭表

第三章 伊藤長期内閣……………六四

一 伊藤内閣組織 附政黨事情……………六四—六七

藩閥族黨の決心—元勳内閣—政黨内閣否認—國民協會—同盟俱樂部—民黨の結束—自由黨の内訌

二 政府議會の大衝突……………六七—七一

第四議會—政府の施政方針—民黨の突進—豫算大削減—製鐵費否決—政府の敵意—衝突—彈劾上奏—休會—詔勅煥發—政府の公約—官民妥協—山縣の辭職—行政整理

三 衆議院解散……………七一—七七

(五)

(國權問題及風紀問題の論争)

條約改正の希望—内地雜居許可の紛争—大日本協會—第五議會—條約履行建議案—停會—解散—軍艦千島事件—行政整理問題—議長星亨除名—官紀振肅の勅語—農商務大臣更迭

四 解散前後の黨情……………七七—七九

自由黨の變情—其内訌—同志俱樂部—立憲革新黨—政府の抑壓—民黨各派の聯合—自主的外交及責任内閣の標示

五 衆議院再度の解散……………七九—八二

第六議會—前衆議院解散理由の表示—解散不當の決議—彈劾上奏—再度の解散—解散奉請の奏議

六 日清開戦、舉國一致……………八二—八六

民黨の憤慨—政府の抑壓—朝鮮の内亂—清國の禍心—民黨の政府援助—主戰論—宣戰の詔勅—條約改正成就—朝鮮扶植策の確立—臨戦地の軍國議會—交戦中の通常議會—

官民和協

七 平和克復、外交の失政……………八六—九〇

日清講和—三國の干渉—遼東還付—朝鮮政策放棄—日露協商—京城事變—臥薪嘗膽—國民の公憤—還遼善後決議—責任論紛起—政府の抑壓—各派の離合

八 自由黨と政府の提携……………九〇—九二

自由黨の態度—戦後經營の専念—責任論放棄—政府の超然主義放棄—官民提携政治の實現—本邦憲政史上の著例

九 戦後の經營……………九二—九四

第九議會—内閣彈劾案否決—決議案否決—國民協會の反覆—歳計の急激膨脹—軍備擴張—増税計畫—民吏兩派の論戰—貴族院の異論—戦後經營案確立—財政監督權放棄の端

十 伊藤内閣の傾覆……………九五—九七

(七)

(八)
提携政治の成敗—自由黨の不平—内訌—報酬要求—板垣の入閣—内務大臣更迭—外務大臣兩大臣選任の苦心—大隈松方招迎の議—内閣不統一—閣員總辭職

第四章 藩閥の衰運……………九八

一 官民接近の趨勢……………九八—九九

超然主義の名實—藩閥の衰運—政府政黨提携の必勢

二 松隈聯立内閣組織……………九九—一〇三

松隈聯立内閣組織—新内閣の政綱—進歩黨組織—政府と進歩黨との提携—第十議會—行政整理の公約—新聞紙條例改正

三 限薩分離……………一〇三—一〇五

政府の批政—宣言無視—財政紊亂—限薩兩派の衝突—進歩黨政府提携破裂—限薩の辭職—純薩内閣

四 衆議院解散、松方内閣總辭職……………一〇五—一〇七

自由黨の内訌—政府の誘拐及脅迫—自由黨の政府反對—國民協會の政府反對—孤立無援の内閣—第十一議會不信任決議案—解散—總辭職

五 伊藤内閣組織……………一〇七—一一〇

第三次伊藤内閣—自由黨と政府との提携—不和—提携破裂

六 衆議院解散、伊藤内閣總辭職……………一一〇—一一二

四勢東漸—對外同志會—第十二議會—對外問責上奏案否決—自由進歩兩黨の接近—増租案否決—解散—憲政黨組織—御前會議の激論—閣員總辭職—政黨内閣の曙光

第五章 政黨内閣……………一一三

政權推移の機

一 憲政黨及憲政黨内閣……………一一三—一一六

(九)

自由進歩兩派の合同—憲政黨の組織—政府の狼狽—憲政黨内閣組織—新内閣の訓示及其事業

二 憲政黨内閣瓦解……………一六—二一

自由進歩兩派の軋轢—官職均勢論—共和演說事件—文部大臣後任問題の紛議—自由派の自暴自棄—憲政黨解黨—憲政黨改設—憲政黨併立—憲政本黨組織—閣員總辭職—兩派の陰謀—内閣瓦解

三 藩閥内閣再興、憲政黨提携……………二二—二七

閥族の復讐計畫—第二次山縣内閣組織—政府と憲政黨との提携交渉—破裂—成熟—提携條件—政府の提携宣言

四 増税議會……………二七—三一

第十三議會—財政の窮迫—各種増税案—増租の紛議—政府の壓迫及誘拐—増率低下—増徴年限設定—増税額々—豫算紛議—議員歳費増額—三稅復舊論

五 獵官門閉鎖附政黨事情……………三一—三五

政府憲政黨の對陣—文官任用令の急施—獵官禁制—黨人疎外策—橫濱埋立特權問題—憲政黨の内訌—國民協會改名帝國黨—憲政本黨の硬軟兩派—第十四議會—民論萎靡—選舉法改正

六 山縣内閣瓦解……………三六—三八

提携の成績—憲政黨の不平—報酬要求—首相山縣の辭表及留任—北清事變の勃發—山縣再度の辭表—内閣瓦解

七 政友會及政友會内閣……………三八—四四

伊藤博文の政黨改造論—憲政黨と伊藤の接近—政友會組織—憲政黨解黨—絶對多數黨—政友會内閣組織(第四次伊藤内閣)—星亨排斥—官紀紊亂—地方政治の腐敗—各派の形勢—貴族院各派の行動—東洋の禍機—國民同盟會

八 貴族院の憤起……………四五—四九

(一三)

第十五議會—各種増稅案—衆議院の盲従—貴族院六派の反抗—増稅案否決の趨勢—停會—議員誘拐—交渉拒絶—元老の調停—不調—大羽煥發—増稅案通過—閣臣の捧表待命—衆議院の責任論—豫算紛議

九 伊藤内閣瓦解……………一四九—一五一

財政計畫の破綻—公債事業中止論—廟堂の異議—再度の激論—閣議不統一—首相伊藤の辭表—職相渡邊の自負—内閣瓦解

第六章 桂長期内閣……………一五二

一 桂内閣組織 附 政界事情……………一五二—一五八

新内閣員の配置—小山縣内閣—滿洲問題—日英同盟—財政消極策—星亨の横死—伊藤の洋行—政友會の内訌—憲政本黨の衰運—三四俱樂部—帝國黨—第十六議會—財政計畫異議—政府政友會の妥協—清國債金收入—公債不募政策—各派の惡感

二 民黨聯合、衆議院解散……………一五八—一六五

行政整理—第三期海軍擴張計畫—第七回總選舉—伊藤の財政緊縮論—伊藤大隈の會見—政友憲政兩黨の聯合—第十七議會—海軍擴張及増租案提出—増租案の運命—停會—議員誘拐—近衛篤磨の調停—政府の讓歩案—交渉不調—衆議院解散

三 政府政友會の妥協(上)、政友會の内訌……………一六五—一七二

政友憲政兩黨の結束—政府の妥協希望—桂伊藤の私議—妥協條件—伊藤の黨員欺問—政友會内の黨派刷新論—總裁專制の不平—内訌—除名—脱黨—妥協否認—政府問責論—伊藤の慰諭—政友會と憲政本黨との關係—民黨聯合破裂—中正俱樂部

四 政府政友會の妥協(下)、財政計畫變更……………一七二—一七五

第十八議會—増租案の運命—政府政友會交渉—海軍擴張財源變更—増租案撤回—公債政策復舊—停會—政友會の異論—再交渉説—伊藤の壓迫—全部承認—黨内の不平—脱黨—政府案の確立—上奏案の否決

五 伊藤の任官 附 臺閣事情……………一七五—一八〇

桂伊藤の軋轢—元老黨首擧一の要求—桂の辭表—山縣松方の上奏—伊藤の樞相就任—

(一三)

(一五)
滿州問題の切迫—行政整理—閣員の異動

六 政黨界の混亂……………一八〇—一八三

政友會の動搖—自由黨再興計畫—同志俱樂部—同志研究會—政友會總裁更迭—政友憲政兩黨提携談—提携異議—對露同志會

七 彈劾奉答文、衆議院解散……………一八三—一八四

内外失政彈劾の奉答文—議決事情—議決後の紛議—解散

八 日露開戦、舉國一致……………一八五—一九〇

對露交渉の遲滯—國內の主戰論—國交斷絶—宣戰詔勅—日韓議定書—各派の政府後援—臨時軍國議會—交戦中の通常議會—内外の形勢

九 平和克復、帝都騷擾……………一九〇—一九六

戰程進捗—米國の和議提唱—ボーツマス會議—和約調印—國民の意氣及希望條件—國民大會—政府の抑壓手段—帝都の騷擾—軍隊出動—警吏拔刀—戒嚴令施行—新聞紙拘

東令—閣員の進退伺—二大臣更任—和約批准拒絕の議—和約破棄及閣員問責論—樞密院の和約可決—批准及公布—平和の大詔—日清協約—日韓協約—日英同盟改訂

十 桂内閣傾覆……………一九六—二〇〇

内閣責任論の勃興—檢舉の不公平—兎徒囂突の疑獄—民論の躍起—閣員の決心—總辭職—長期内閣

第七章 桂園交替時代……………二〇一

一 西園寺内閣附政黨事情……………二〇一—二〇六

西園寺内閣組織—新閣の性質—閣員の異動—政黨事情—大同俱樂部組織—各派の離合集散—憲政本黨の内訌—大同俱樂部の内訌—政友俱樂部—猶興會—政界革新論

二 戦後經營……………二〇六—二一二

第二十二議會—軍事關係豫算—減債基金設定—非常特別稅繼續—鐵道國有—第二十三

(一六)

議會—軍備擴張—事業復興—憲政本黨の旗幟變更—郡制廢止案の紛議—濱職問題—第
二十四議會—財政計畫變更—増稅案—稅制案—內閣不信任案

三 外交事情……………二二二—二二四

韓王の陰謀及其讓位—日韓協約改訂—日清賭懸案の紛議—日佛及日露の新協約—日米
關係

四 內閣更迭、第二次桂內閣……………二一四—二一八

西園寺內閣の財政計畫變更—閣員總辭職—政變の表裏—第二次桂內閣組織—財政緊縮
主義—公債及稅制整理—憲法發布二十年紀念會—伊藤博文の死

五 政黨界縱斷の計……………二一八—二二四

政友會の勢力—絕對多數黨—非政友各派の憤慨—憲政本黨の内訌—改革派、非改革派)
—又新會—戊申俱樂部—大同俱樂部—非政友各派合同計畫—頓挫—合同論再燃—又頓
挫—中央俱樂部組織—立憲國民黨組織—又新會の去就—各派の勢力

六 再度妥協、情意投合……………二二四—二三〇

第二十五議會—政友會の態度—公債整理案—政府政友會の妥協—織物業者の示威運動
—第二十六議會—稅制整理案—減租及増稅案—政府政友會再度の妥協—第二十七議會
—各派の形勢—政府政友會情意投合—政友會の地盤養成案—朝鮮併合—日米及日英條
約—大逆事件及南北正閥問題—閣臣の捧表待命

七 內閣更迭、第二次西園寺內閣……………三三一—三三四

桂內閣總辭職—桂の意裏—人心一新—第二次西園寺內閣組織—新內閣の財政緊縮主義
—制度調査—第二十八議會—政府の公約—支那革命—帝國の外交—衆議院議員改選—
各派の形勢

八 明治天皇崩御……………二三四—二三六

大喪—儲君踐祚—改元—朝見式勅語—元老及大臣の勅語拜受—臨時議會—大喪費協贊

第八章 大正の政變……………二三七

(一七)

(一八)

一 内閣更迭、第三次桂内閣……………二三七—二四二
 二個師團増設案—閣議不統一—西園寺内閣總辭職—後繼内閣問題—松方の動靜—桂の退退及其心事—勅語—海軍大臣留任問題—第三次桂内閣組織

二 憲政擁護、同志會組織……………二四二—二四七
 憲政擁護會—國論鼎沸—政友國民兩黨の奮闘—桂黨組織計畫發表—桂の意圖及其計畫—國民黨脫黨者の去就—立憲同志會—其宣言政綱及政策—同志會の成案

三 官民衝突、桂内閣總辭職……………二四七—二五一
 第三十議會—停會—非政友黨の突撃—詔勅臨請の非難—不信任決議案—再度の停會—議院門前の騷擾—桂西園寺の密議—西園寺の勅諭拜受—政友會幹部の軟化—政友國民兩黨の強硬—第三次停會—桂内閣總辭職—帝部の騷擾—軍隊出動

四 山本内閣、政友會の反覆……………二五一—二五五
 山本樞兵衛出動—後繼内閣の組織拜命—山本と政友會幹部—政友會決議の一顧一欵—

會内の激論—薩内閣容認—山本内閣組織—山本の發言

五 政變後の時局……………二五五—二五九
 政友會勢力の減耗—政友俱樂部—國民黨政友會提携斷絶—憲政擁護會の變化—亦樂會—中正會—桂太郎の死—立憲同志會結黨—總裁加藤高明—山本内閣の性質—踏襲豫算—行政整理の公約—内政の治蹟—對米對支外交の失敗

六 海軍瀆職、山本内閣總辭職……………二五九—二六六
 第三十一議會—大正の第二政變—海外の飛電—海軍秘密の暴露—國民の公憤—問責決議案—議院門前の騷擾—軍隊出動—海軍擴張費紛議—豫算不成立—廢減稅案紛議—議院の醜態—警吏の議院包圍—警察政治—人權蹂躪—問責決議案—海軍醜迹の判明—彈劾上奏案—停會—山本内閣總辭職

七 大隈内閣……………二六六—二六九
 大隈内閣組織—各政黨の嚮背—新内閣の政綱—海軍廓清—對獨宣戰—對支交涉—三圓の臨時議會—第三十五議會—衆議院解散

(一九)

「日本憲政史」年表……………二七〇—三一〇

附錄……………三一—三二九

一 議會召集及開閉會並解散期日一覽表……………三一

二 貴族院正副議長及書記官長並員數……………三一四

三 衆議院正副議長及書記官長並議員數……………三一七

四 內閣議會對照表……………三二一

五 衆議院黨派別……………三二五

索引……………三三〇—三四〇

內閣索引……………三三〇

目次

議會索引……………三三〇

政黨索引……………三三二

人名索引……………三三四

日本憲政史

第一章 帝國立憲の由來

一 維新政府の洪圖

五條の聖誓—立憲の劇誤—人材微賈—下議事所—議政官上局下局—公議所—集議院—左院



帝國立憲の由來

我帝國の憲政は明治二十三年に及びて始めて確立したりと雖も、溯りて其因を尋ねれば、立憲の廟謨は夙に明治維新の時に定まり、夫の元年三月五條の聖誓中、既に其一端を示したり。曰く「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」曰く「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ

(一)

行フヘシ」と。是れ正に立憲の皇猷を成文に現はしたるものにして、後年憲法を發布し議會を創設するに至るまで、其間幾多の波瀾を経、官民反目し、閥族暗闘し、而して有司の施設往々にして立憲の本義と相容れざるものありしと雖も、其大體の方針に至りては、概ね憲法政治の確立に向て其歩を進むるにあらざるはなし。茲に帝國憲政の事蹟を敘するに當りて、先づ少しく其創制の由來を講明せざるべからず。

維新政府は先づ大に官制を釐革し、以て行政の統一と刷新とを圖り、別に徴士貢士の制を設け、汎く人才を天下に求め、國論に聽きて以て新政を行はんとす。徴士は中央政府自ら各藩及都鄙より拔擢する人才にして、之を參與職に任じ、若くは別に一官を授けて行政各部の事務に服せしむ。貢士は各藩主をして其藩臣中を選びて中央

政府に貢進せしむる人才にして、政府敢て以て下議事所の議員に充て、其才幹最も秀づる者は以て徴士と爲す。所謂下議事所なるものは行政各部の外に特立する議政機關にして、輿論公議を執るを旨とすることを官制に明記す。爾後屢に官制を改め、議政官を設けて立法の府と爲し、官中に上下の兩局を置き、議定參與を以て上局議員に充て、貢士を以て下局議員に充て、略々後年の帝國議會兩院の形體を作る。次で議政官を廢し、公議所を置き、公卿諸侯及各藩公議人を以て其議員に充て、以て天下の公論を取らんとす。公議人は公議所議員の中堅にして、之を各藩の執政參政中に選び、之をして入りては藩論を公議所に表言し、出でば中央政府の經畫を各藩に宣傳せしむ。未だ幾くならずして公議所を廢し、集議院を興して之に代ふ。集議院は廣く衆議を諮詢し、國家治安の大基を建てたまふ御

心を體し奉り、億兆心力を盡すの場所なり。(集議院規則中所掲) 其議員は各府藩縣の正權大參事中之を選び、年齢資格は二十五歳以上とし、任期を四年に限り、二年毎に其半數を改選するの制を定む。此の如く維新政府は汎く人才を天下に求め、國論に聽きて以て新政を行はんことを努む。是れ蓋し一種變則の代議制度にして、當年早く既に此制度を按出したるの一事、其思想の極めて進歩せるを見るに足る。然るに四年七月廢藩置縣と共に正院左院右院を興し、左院を以て議員立法を議するの所と爲し、純粹官吏を以て其議員に充て、其進退任免一に正院の審判に従ふこととし、集議院は之を左院の管轄に置き、次で之を廢止す。此に至りて立法の事業全然官憲に歸し、所謂一種變則なる代議制度も茲に終焉を告げ、公議輿論を取りて國政を行はんとする維新以來の大方針は端なく一頓挫を來したり。

二 民選議院論

閣臣の軋轢—征韓論—民選議院設立建白—廟堂の立憲思想—木戸の政規
典則論—立憲速論—地方官會議—大阪會議—憲政樹立の盟約—元老院
及大審院—下層民選議院の設立

此時に當りて在朝高官中、主義の異同を以て相争ひ、感情の好惡を以て相軋り、内部の暗闘日に益々急にして、一致以て國策を遂行する能はず。終に六年十月の征韓論を以て内閣の瓦解を來し、參議西郷隆盛、同板垣退助、同後藤象二郎、同江藤新平、同副島種臣等袂を聯ねて其職を辭し、大政大臣三條實美、右大臣岩倉具視、參議大久保利通、同木戸孝允、同大隈重信、同大木喬任等留まりて内閣を支持し、伊藤博文、勝安芳、寺島宗則、伊知地正治、山縣有朋、黒田清隆等相踵で參議に任ぜられ、内閣に列す。征韓論を以て聯袂

(六)
 辭職したる參議中、西郷は悠々として故山に歸臥し、板垣以下四人は口を極めて有司の専制を難じ、此弊を救ふの道、大に天下の公論を伸べて民と共に政を爲すに在りと爲し、同志と共に民選議院設立を政府に建白したり。然るに政府輒く之を省みざるを以て、乃ち社を結び黨を樹て、盛に自由民權論を天下に鼓吹し、所在の人民之に倣うて政社を組織し、相呼應して民選議院設立の希望を表明し、國論日に益々急を加ふ。(別項參觀) 蓋し當年民選議院設立の議を容れざりし當路者を以てするも、決して長く政權を二三雄藩出身者の手裡に私せんとするにあらずして、早晩民選議院を設けて民と偕に政を爲さんことを期せざるはなし。當時内閣の樞軸たりし岩倉、大久保、木戸等の如き、近く歐米に官遊して親しく彼國の實情を視察し、其今日の富強を致したるもの憲法政治に負ふ所甚だ大なるを感知し、

(七)
 早晩之を本邦に移植せんとするの念を抱き、現に木戸の如きは歸來直ちに政規典則論(即ち憲法政治の義)なるものを政府に寄せ、以て憲法政治實施の要務たる所以を切論したり。爾く要路の士概ね皆な立憲の思想を抱くと雖も、之を實施するの時期に關しては、朝野各人の意見一なる能はず。退職參議板垣等は民選議院設立を以て焦眉の急務と爲し、一日も其斷行を緩うすべからざるを唱へ、現任執權者の意見は聊か之と趣を異にし、國情民智未だ憲法政治に適せざるを以て、姑らく之が實施を後年に待たんとす。然れども當局者敢て手を拱して時期の到來を待たんとするにあらず、假りに地方長官を以て人民の代議人と爲し、之をして民意を代言せしめ、以て一時の機宜に應ずるの計を立つ。其意に謂へらく「地方長官善く民情に通ず。之を召集して意見を闡はしめば、以て全國の公議輿論を知る

に足らん。姑らく此變則的議政機關を設けて此際に處し、他日國情大に進み、民智亦自ら議政の任に堪ふるに及んで、茲に始めて眞正の憲制を立つるも敢て晩しと爲さず」と。政府は此見地を以て新たに地方官會議を起し、議院憲法なるものを編して該會議の議事條規と爲し、七年五月之を發布し、翌八年より毎年之を召集するの制を定む。(諸種の事情に妨げられ、實は毎年之を召集せず) 議院憲法發布の詔に曰く、「朕踐祚ノ初、神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ、漸次ニ之ヲ擴充シ、全國人民ノ代議人ヲ召集シ、公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ、上下協和、民意暢達ノ道ヲ開キ、全國人民ヲシテ各々其業ニ安シ、以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルコトヲ知ラシメンコトヲ期望ス。故ニ先ツ地方ノ長官ヲ召集シ、人民ニ代リテ協同公議セシム」云々。即ち地方官會議は他年眞正なる立憲制に進むの階梯として設

けたる所にして、主として參議木戸孝允の畫策立案に成ると云ふ。憲政實施遲速の議論朝野に轟しき際、在朝高官中比較的立憲思想に富みたる木戸は、七年四月征臺問題を以て俄然其職を辭し、内閣益々寂寥に赴き、曾て維新の大業に獻替したる當年の同僚、今や朝野の間に散在し、反目に益々長ず。一二の人士深く此情勢を憂ひ、舊友を一堂に會して意思の疏通を圖り、近來偏頗したる藩閥の勢力を均衡し、共同の力を以て將來の國政に當らんとし、八年一月之が會議を大阪に開く。會議の主要事項は即ち憲政樹立の件にして、根本に於ては各自の意見略々一致し、唯其の實施の時期に關して互に激論を圖はし、結局此際姑らく變則的の代議制を設け、銳意準備を講じて眞正の立憲制に及ぼすの議を定め、木戸、板垣の二人再び入りて參議と爲り、閣員一致して政體を調査し、元老大審兩院を設け

て立法司法の分界を明にし、地方官會議を開きて、
着々として庶政の改善を圖る。四月詔して曰く「中興日淺ク、内治
ノ事當ニ振作更張スヘキ者少シトセス、朕今誓文ノ意ヲ擴充シ、茲
ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ、大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ
鞏クシ、又地方官ヲ召集シ、以テ民情ヲ通シ、公益ヲ圖リ、漸次ニ
國家立憲ノ政體ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラント欲ス」と。蓋
し政府の意、元老院を以て憲法治下の上院に擬し、地方官會議を以
て下院に擬せんとするに在りと雖も、元老院議官は華族、勅委任官
經歷者、又は有勳有識者中より特選せらる、純粹の官吏にして、民
權と何の交渉なきは毫も前掲左院議員と異なる所なく、又地方官は人
民の公選する所にあらざるを以て、其集團を目するに人民の代議機
關を以てする能はず。元老院と地方官會議とを憲政の上下兩院に擬

M

するは唯形體相類似すと云ふに止まり、實質に於ては毫も憲政の義
に副ふ所なし。然れども前掲の二詔勅を斷味すれば、眞正なる代
議制度の樹立を以て終局の目的と爲すの廟謨、十分に之を諒知し得
べきなり。
人民は官選議院制に満足せずして速く民選議院の設立を望み、政
府亦下層の民選議院を起して漸次上層に及ぼさんとし、新に府縣會
及區町村會の制を設け、年齢、本籍、住所、納稅資格等の制限の下
に、人民をして議員を公選せしめ、以て各々其行政區域内の經費豫
算及公共事業の利害を審議するの機關と爲し、府縣會は十二年より、
區町村會は翌十三年より之を全國に實施す。此等議政機關の權能は
極めて狹隘にして、其組織亦甚だ粗雑なりと雖も、然れども是れ實
に人民の直接公選したる議政機關にして、本邦に於ける破天荒の制

(一一)

度たり。此制度を設くるに至りたるもの、亦是れ民聲の反響にして、此下層の民選議院より漸次上層の民選議院設立に進む。

三 國會開設の勅諭

先進凋落—大隈伊藤の権力競争—文武兩派の暗闘—大隈の立憲速成密奏—開拓使官有物拂下問題—大隈追放—國會開設の勅諭—立憲の準備—伊藤の洋行—憲法起草

維新政府僚友の軋轢は大阪會議に依りて纒に融和の状を呈したりと雖も、日を経るに及んで悪感再び兆し、問題に逢ふ毎に互に相衝突し、板垣、島津（久光、時に左大臣たり）の二人、内閣諸省分離論の容れられざるを悲りて廟堂を去り、木戸亦諸般施設に關して同僚大久保と意見を異にして去て内閣顧問の閑地に就く。是より政府の威望寢く衰へ、其施設の専肆を怨嗟するの聲到る處に高く、熊本

山口其他の地方に於て暴動頻出し、終に發して西南の役と爲る。政府の力能く之を鎮定したりと雖も、民心の離反は終に救ふこと能はず。之と前後して西郷、木戸、大久保の三傑相踵で逝き、政權全く新進閣僚の手に歸す。此間に立ちて互に勢力を争ひたる者は參議大隈重信、同伊藤博文の二人にして、偕に樞要の地位を占めて權勢を扶植し、黨與を資引して以て自ら鞏うし、秘策縱横、暗闘維れ努めたり。此時に當りて民論國會開設を希望すること益々急にして、氣運亦方さに成熟し、到底人力を以て之を沮止すべからざるの勢あり。廟堂有司中、或は此氣運に乗じて憲政を樹立し以て維新以來の大方針を達成せんとし、或は飽くまで政權を閥族の手に置きて長く專制を維持せんとす。大隈と伊藤とは權力を争奪するに於て互に相敵對すと雖も、立憲制度を完成するの一事に至りては、偕に同一の

意見を持し、同志井上馨（新任参議）等と力を費せて鋭意憲法の準備を講じ、閣裡の専制思想を排除して素論を達成せんことを努む。此公共の觀念頗る貴ぶべしと雖も、終に此問題を以て権力争奪の具に供したるは惜むべし。在朝の有司にして憲政に志ある者、數年間に準備を整へ、然る後に之を實際に行はんことを期し、互に之を相約したりと雖も、大隈の功名を求むるに急なる、俄かに迅速立憲の議を案じ、十五年を期して議員を選挙し、翌十六年直ちに國會を召集するの急務なる所以を密奏せり。大隈の此舉に出でたる所以のもの、閣裡に横溢せる頑冥の思想を打破して憲政を確立し、且つ國論を迎合して立憲の首功に居らんとの野心に出でしなり。伊藤は大隈と立憲の意見を同じうすと雖も、頗る大隈の此行動を憎み、其野心を挫きて己れ自ら立憲の首功に居らんと欲し、計畫甚だ力めたり。

此時に當りて閣員中大隈を忌む者頗る多く、其迅速立憲の密奏を企つるに及んで、相一致して之を閣外に追放するの計を立て、其同盟極めて鞏く、而して其目的とする所は閣裡の立憲思想を掃うて長く政權を閥族の間に維持せんとするに在り。伊藤の意見は根柢に於て之と異りと雖も、大隈を嫌忌するの餘り進で其同盟に加はり、其密議に參與せり。大隈は閣裡の敵を一身に受け、公然迅速立憲論を唱道し、開拓使官有物拂下問題の起るに及んで、民論と相和して其不可を争ひ、此問題を藉りて憲政實施の一日も緩うすべからざる理由に供したり。會々天皇東北諸縣を巡幸し、大隈扈從す。政府は大隈の不在に乗じて之を追放するの方略を立て、又時運と國論とに鑑み、憲政創設の内議を定め、計畫全く熟して車駕還幸を待つ。十月十一日、十四日、車駕東京に還るや、政府は直ちに勅裁を乞うて大隈の官を免

(一六)
 じ、翌夜御前會議を催し、國會開設の時期に關して深更まで議論を
 圖はし、終に勅裁を以て明治二十三年を其期と爲すの皇猷を定め、
 翌十二日を以て之が勅諭を公にす。曰く「上り國ノ體、國各々宜キ
 ナ異ニス。非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラス、我祖我宗、照臨シテ
 上ニ在リ。遺烈ヲ揚ケ、洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、斷シテ之ヲ行
 フ。責朕カ躬ニ在リ。將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會
 ナ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命シ、假スニ時
 日ヲ以テシ、經畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至リテハ、朕親ラ
 衷ヲ裁シ、時ニ及テ公布スル所アラントス。朕惟フニ人心進ムニ偏
 シテ、時會速ナルヲ競フ。浮言相動カシ、竟ニ大計ヲ遺ル。是レ宜
 シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ、以テ朝野臣民ニ公示スヘシ。若シ仍ホ
 故サラニ躁急ヲ爭ヒ、事變ヲ煽シ、國安ヲ害スル者アラハ、處スル

ニ國典ヲ以テスヘシ」と。
 是より政府は立憲の準備に維れ忙はし。十五年三月、勅して參議
 伊藤博文を特派理事に任じ、之を歐洲立憲の各國に遣はし、其憲制
 の組織及實際の情形を觀察せしめ、資りて以て參考の料に供せんと
 す。伊藤歐洲に駐まること年餘、審かに研究を重ね、特に獨逸國の
 制度を査察し、翌年八月歸朝す。是に於て憲政取調所を參事院内に
 設け、次で之を宮内省に移し、改めて制度取調局と稱し、伊藤は官
 内卿を以て制度取調局長官に兼任し、屬僚と共に銳意憲法及附屬法
 令の調査立案の事に従ふ。

四 國民の自覺

民權自由論—愛國公黨—政社勃興—言論危激—暴動頻出—土佐立志社の
 陰謀—板垣の活動—地方各政社聯合—愛國社—國會期成同盟會—國會開

叙して茲に至り、願みて少しく當年民間の情勢を明にせざるべからず。按ずるに明治維新の改革は士人階級に屬する有志者慷慨家の計畫奔走に成りたる所にして、農工商等一般庶民は幾んど之に與からず。政權朝廷に在るも、將た武門に屬するも、彼等の敢て深く問はざりし所にして、政治の運用は一に有司の任なりと爲し、自ら卑みて絶對服従の地位に甘んじたり。然りと雖も日を経ると共に國民的自覺漸く生じ、政府の施設專肆に流るゝに及んで、之に反抗して以て自ら衛らんとす。抑も明治政府は輿論公議を執ることを標榜し、當初頗る意を此に致したりと雖も、漸次此標榜を忘れて專斷政を爲し、爲に自ら國民の不平を激成し、尋で泰西の學術東漸して自由民權の思想を鼓吹し、益々國民を驅て政府に反抗せしむるに至れり。

夫の征韓論を以て廟堂を去りたる板垣等數參議は、先づ民選議院設立の議を唱へ、之を朝廷に建白すると共に、別に愛國公黨なる團體を組織し、斯の人民の通義權理を保全主張し、之をして自主自由獨立不羈の民たらしめんことを聲言し、而して此目的を貫かんと欲せば、一に五條聖誓の旨意を遵守し、公議公論を以て國政を行はざるべからざるを論じ、此趣旨を以て有司に對抗せり。漸次に我が權利を自覺し來れる人民は、大に退職參議等の民選議院設立建白及愛國公黨設立の舉に刺撃せられ、而して個々單獨の力を以てしては到底政府に對抗する能はざるを悟り、乃ち鄉黨相集りて政社を結び、共同の力を以て政治運動を試み、早く民選議院を設けて專制の流毒を沮止するにあらずんば、國利民福終に擧ぐるに由なしと爲し、言論日に危激に赴き、政府顛覆大臣暗殺を公然絶叫する者あるに至る。

(二〇)

前參議江藤新平の如きは、言論の争を以て迂遠と爲し、寧ろ兵力を以て專制政府を顛覆せんと企て、郷里佐賀に據りて叛を謀り、直ちに官軍の鎮壓する所と爲る。次で熊本に、山口に、其他の地方に、不平士族の暴動頻出したりと雖も、皆な佐賀と同一の運命に終り、稍々大規模なりし西南の暴動も、亦終に其目的を達すること能はず。西南役中、板垣の率ゆる土佐の立志社は、社員を京都大本營の下に派し、民選議院設立を請願せしめたりと雖も、政府の却下する所となる。是に於て社員中私かに鹿兒島の暴徒と通じ、相呼應して政府顛覆を企てたりと雖も、陰謀露現して與黨悉く刑を受け、計圖全く水泡に歸す。此の如く非常手段を以てする政府顛覆の陰謀は、一も其功を奏する能はざるの確證を與へたるを以て、在野の民權家亦大に悟る所あり。爾來非常手段を擲ち、主として言論を以て政府に對

(二二)

抗し、必らず民選議院設立の希望を達成せんことを努むるに至れり。此氣運に乗じて板垣退助は起てり。起て而して地方各政社の聯合を試みたり。當時各地方に成立したる政社の數甚だ多く、其目的は略々同一にして皆な民選議院を設立して民權自由を弘めんことを標榜すと雖も、各社の間に聯絡なく、個々特立して區々の運動をなし來りたるが、茲に天下の氣運益々民選議院の設立を要望し、而して武力終に用ふるに所なきに及んで、板垣は地方各社を聯合し、其共同の力を以て政府に肉薄せんと企て、其聯合體を名づけて愛國社と云ひ、十一年四月、傲を飛ばして各社の參同を促がす。此計畫は大に時宜に適し、來り會する者忽ちにして二十餘社に及び、代表者相集りて時事を討議し、民權思想を宣傳し、終に愛國社の名稱を改めて國會期成同盟會と云ひ、(此頃より民選議院を國會と改め稱す、故

(三三)
 以下此稱呼を用ふ。國會を開設し其美果を收むるに至るまでは、幾歳月を経るも此同盟を解かざることを約し、國會開設を至尊に請願する所あらんとし、其願望書を起草議決し、片岡健吉、河野廣中の二人を舉げて奉呈の任に當らしむ。時に十三年四月なり。太政官及元老院は共に官制法規に藉口して願望書の受理を拒み、人民の熱望終に天聽に達せず。愛國社の聯合運動の外、各地の政社にして單獨に國會開設請願の舉に出でたるもの尠からずと雖も、政府は總て之を拒絶し、唯建白の名を以て提出したる上書は枉けて之を受理したるも、其許否を指令せず。人民は深く政府の處置に憤り、益々決心を鞏うして之に反抗し、必らず其素志を達せざるは止まざらんとす。之より先き政府は民心を緩和するの手段として地方官會議を開き、又府縣區町村會を起し、漸次立憲政體に及さんことを聲明し

たりと雖も、人民は之に満足せず、更に進んで國會開設を要望し、政府脚疑して輒く之に應ぜず、茲に官民の間に著大の衝突を來す。國論の益々急なるに及んで、政府は各般法令を作りて之を壓迫し、以て一時を彌縫したりと雖も、日を経ると共に人民の反抗益々盛にして、區々の手段を以て之を沮むべからず。政府此形勢を看取し、終に立憲の劇譎を定め、明治二十三年を以て國會召集の期とし、茲に十四年十月の大詔煥發を見るに至れり。

五 政黨の結成

自由黨—黨界に於ける土佐派の勢力—改進黨—大隈の活動—自由改進黨—黨氣風の異同—兩黨の惡感—奸商退治偽黨撲滅の聲言—帝政黨—當路者の後援

國會開設の大詔既に煥發す。是に於て國會期成同盟會は政黨を作

りて憲政に應ぜんとし、同盟會を解きて政黨を結び、名づけて自由黨と云ひ、板垣退助を總理に推し、中島信行を副總理に推し、一々役員を選擧し、盟約を議決し、十月三十日、十四を以て正式に團體を結成したり。盟約中に曰く「吾黨は自由を擴充し、權理を保全し、幸福を増進し、社會の改良を圖るべし」と。曰く「吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すべし」と。自由黨は實に本邦に於て主義を標示して同志を糾合したる政黨の開祖にして、此黨の一たび中央に成立するや、地方到る處に同主義の小政黨成立し、互に相應して其主義を貫徹するに努め、其勢力侮るべからざるものあり。(國會開設願望書の政府の爲に拒絶せらるゝや、國會期成同盟會員中の一部の有志は、自由黨の名を以て一政黨を起さんとし、既に其盟約を定めたりと雖も、未だ正式に之を結成するに至らず。故に十四年十

月結成の自由黨を以て本邦政黨の開祖と爲す)蓋し自由黨の總理板垣は、維新の功臣を以て夙に新政府に要地を占め、宛然土佐藩の勢力を政府部に代表したりと雖も、往々にして要路の同僚と政見を異にし、爲に全然意を廟堂に絶ち、主ら民間に處して自由民權論を鼓吹するに努め、先づ郷里土佐の子弟に此思想を注入し、延て全國に及ぼす。此を以て土佐人の政治思想は比較的早熟し、且つ全州に普遍し、自ら重を中央に爲す。全國各政社の聯合體たりし愛國社に牛耳を執りたるものは土佐の立志社なり。國會期成同盟會に於て率先奔走したる者も亦其系統の政客なり。今回新立の自由黨中、其要部を占めたる者は主として土佐人にして、爾後の政治運動に於て常に中堅の地位に立つ。土佐人が民間政黨界に雄飛したるもの、其由て來る所亦偶然にあらざるなり。

(二六)
自由黨成立後未だ幾くならずして立憲改進黨新たに成る。之を率ゆる者は最近野に下りたる前參議大隈重信是なり。大隈は夙に西郷、大久保、木戸、板垣等と駢びて參議の要職に就き、板垣及其徒與相踵で辭職し、土藩の勢力全然政府を拂ふの後、依然として其職に留まり、宛然肥藩の勢力を代表して薩長兩藩に抗し、木戸、大久保の辭職又は長逝の後、首席參議の地位を占め、新進の參議伊藤と相衡争し、暗闘幾年、十四年十月、終に關内武斷派の陥擠する所となる。爾來大隈は野に在りて政治の革新を圖らんとし、同志と共に進歩主義の政黨を組織し、十五年三月を以て其趣意書を發表し、其政黨を名づけて立憲改進黨と云ひ、選ばれて總理の任に就く。其綱領として掲ぐる所は「王室の尊榮を保ち人民の幸福を全うする事、内治の改良を主とし國權の擴張に及ぼす事」等數件にして、順正の手段を

以て政治を改良し、着實の方便を以て之を前進するの冀望なることを宣言したり。
抑も自由改進黨兩黨は幾んど其主義を同じうし、其攻撃目標は齊しく藩閥政府たり。然るに兩黨故らに相對立し、歩調を一にして進む能はざりし所以のものは、畢竟感情の制する所と爲りたるを以てなり。蓋し自由黨に入る者と改進黨に往く者と、其人の氣風好尚全く相反し、而して兩黨の黨員を求むるや、自ら階級方面を異にし、幾んど逾ゆべかざるの分界を劃す。概するに自由黨員は急激の言論を喜び、革新の功を一舉に期し、改進黨員は進歩を順路に求め、温和の間に其主張を貫かんとす。自由黨員は稚氣愛すべきも經綸に乏しく、改進黨員は思慮餘りあるも、誇衒滿心復た近づくべからず。自由黨の黨員を求むるや、來り投ずる者は多くは是れ燕趙悲歌の壯士

にして、學あり財ある者は之に加はるを欲せず。(概數を以て之を言ふ) 改進黨乃ち乘じて以て黨員を社會の中層に求め、世の自由黨に赴くを肯んぜざる人士を羅致することを得たり。是を以て改進黨は紳士の集團を以て自ら居り、私かに自由黨の無學無資にして龜野暴横なるを嘲り、自由黨は改進黨の無氣無力にして輕薄陰險なるを憎み、豎子偕に議るに足らずと爲し、兩々排斥して相下らず。凡そ兩黨員の氣風好尙の相反すること洵に此の如きものあり、是れ其主義對敵を同じうして、然かも終に同旗幟の下に立つ能はざりし所以なり。(上卷一七〇頁以下參看) 自由改進黨兩黨は成立當初より感情相容れず。爾後事に遭ふ毎に反目益々長じ、惡感愈々加はる。會々自由黨總理板垣外遊の事あり。改進黨は以て政府攻撃に倦みて故らに身を海外に遣くるものなりと爲し、板垣の一身に對して連りに漫罵を加

ふ。自由黨大に恚り、是れ我黨に對する宣戰の布告なりと爲し、所謂三菱問題なるものを捉へて之に酬い、改進黨の總理大隈在官中の陰微を指摘し、今又改進黨が三菱會社の爲に辯護する言論を非難し、奸商三菱會社を退治し偽黨改進黨を撲滅するの急務なるを絶叫す。改進黨亦起て之に應じ、辯難論争幾日に互り、兩黨間に結ばれたる怨恨竟に解くべからざるに至れり。是より先き自由黨新たに起り、急激の言論を逞しうして政府に肉薄するや、當路頗る之を憂ひ、別に一政黨を作りて之に對抗し、以て自ら衛らんと欲し、策を時の日報社長福地源一郎等に授けて計畫する所あらしむ。立憲帝政黨は實に此事情の下に成る所にして、殆んど改進黨と時を同じうして生れ、次で各地方に此黨の流を酌み小團體の起るを見る。帝政黨は保守主義を執り、時代の趨勢に反抗し

(三〇)
て泰西の自由民権論を排し、偏へに政府を扞護するを維れ努めたり。世人は概ね嘲笑の眼を以て此黨派を見、之に参同する者極めて寥寥たりと雖も、固と當路者の後援に成る所なるを以て、其裏面の勢力侮るべからざるものあり。

六 抑壓政策

言論集會結社の不自由—國論萎靡—政黨解散—壓制政府顛覆の陰謀—福島事件—大阪事件

此時に當りて國民の政治思想益々増進し、各々其好む所の政黨に入り、危言激語、一世を煽し、當路を勵まし、以て其理想する立憲政治を完成せんことを努む。政府頗る之を忌み、法令の力を以て言論集會結社の自由を抑壓し、其抑壓は日一日に嚴を加へ、世の政治を論議する者をして口舌手足の出づる所を知らざらしむ。新聞紙の

如き筆少しく政府の施設を非議するに涉れば、一片の認定を以て直ちに發行を禁停止せられ、且つ其筆者は讒謗律の刑を受く。又集會條例を以て政談集會結社の取締を嚴にし、其自由の範圍を限局し、一々苛酷の制裁を付して之に臨み、政治に關する事項を講談論議する爲其趣旨を廣告するを禁じ、委員若くは文書を發して公衆を誘導するを禁じ、支社を置くを禁じ、他社と連結通信するを禁じたり。政府は此等苛刻の法律を布き、且つ忌憚なく之を厲行したるを以て、國論爲に全く萎靡し、政黨は其存立を保つこと能はず、各地方政黨の解散するもの續々相踵ぐ。夫の帝政黨は固と國論に抵抗せんとし、起り、而して今や國論の趨勢此の如く、復た存立の要なきに至りたるを以て、當路者の内訌を以て自ら解散したり。自由黨は其勢力の大なると共に、政府の壓迫亦頗る急にして之に堪ふること能はず、

終に自ら解散せり。時に十七年十月にして、創立以來僅に滿三年の生を保ちたるに過ぎず。此際に處して改進黨は獨り存續を保ちたりと雖も、是れ亦政府の抑壓を蒙り、形勢甚だ振はず。若し夫れ不平の念勃々禁する能はざる者は、十餘年前不平士族の爲す所を學び、暴力を以て壓制政府顛覆を企て、世情頗る不穩に赴きたりと雖も、悉く官憲の偵知鎮壓する所と爲り、計畫一も遂行を見るに至らず。暴動の陰謀中、事態の稍々大なるものは福島事件及大阪事件にして、前者は福島自由黨員河野廣中等、擅制政府を顛覆して公議政體を建立せんが爲に、生命財産を擲ち、恩愛の繋繩を絶ち、如何なる艱難に遭遇し又幾年月を経過するも、必ず其志望を貫徹せんことを誓詞血判し、將に事を舉げんとして端なく官の知る所と爲り、高等法院の判決を以て各々刑を受く。後者は關東の自由黨員大井憲太郎

等、事を朝鮮に構へて自國の壓制政府を顛覆せんと企て、中途にして陰謀露現し、關係者各々刑を受け、空しく自由黨棹尾の史を飾る。

七 内閣創制、國民的大運動

内閣創設—伊藤内閣—總理大臣兼宮内大臣—井上條約改正紛議—國民の憤起—秘密出版—憲法草案に對する民論—政界の活氣—政府の壓迫及決心—官民水火—志士追放

政府は過度に其權力を揮うて人民を壓迫し、嚴に言論集會結社の自由を奪ひ、之をして噤を政治に挾むことを得ざらしめ、此間を利用して着々立憲の準備を講じ、又大に制度を改め、十八年十二月を以て新たに内閣制を設け、以て憲政の素地を爲す。之より先き十四年政變の際、(大限を追放し内閣を改造したること) 參議各省卿兼任の舊制に復し、新たに參事院を置き、伊藤博文は參議を以て參事院議

長を兼ね、隠然大政統督の實權を握りたるが、今や内閣制創設の時に當り、内閣總理大臣の重任を拜し、名實共に首相の地位に就き、且つ宮内大臣に兼任し、宮廷の勢力を一身に集めたり。

新内閣は立憲準備に熟掌すると共に、多年の懸案たる條約改正を大成せんと企て、外務大臣井上馨主として其事に當り、外國使臣と折衝し、事業着々進行せり。然るに其約案たる頗る不利不全にして、對等條約の本義と相容れざるのみならず、拜外自屈の卑策を弄して之を貫かんと努めたるを以て、大に一世の物議を醸し、今に至るまで政府の抑壓に屏息したる人民慨然として起ち、官界の保守論者と共に條約改正に反對し、著大なる紛擾を経たる後、政府をして終に條約改正を中止し、無期限に延期するの已むを得ざるに至らしむ。時に二十一年七月なり。斯く國民は條約改正問題の政戦に於て凱歌

を奏し、政府の意志の意外に薄弱なるを看取し、又此問題に關して政府に反對したる高官等の意見書を見て、政府部内に著しき弊竇の伏在せるを發見し、乃ち依然結束して國民的運動を續ぎ、積弊を一掃すると共に鬱憤を政府に漏らさんとし、政界再び數年前の官民紛争情態に回る。國民の政府に内薄する題目は一にして足らずと雖も、憲法の内容に對する不満も亦其一項たり。時に憲法草案略稿を脱し、將に正式會議に付して之を確定せんとす。人あり之を探知し、其條章及前日の條約改正に關する高官等の意見書を秘密出版に付して世上に散布す。論者中、憲法草案の規定に不満を抱く者あり、以て國民多年の宿望に乖ふものと爲し、國民總代を召集して之を公議確立せんことを要望し、他の内治外交に關する諸問題を併せ提げて政府に迫り、活氣横溢して當るべからざるの概あり。政府は僅に一

二の閣員を動かさし、(井上の外務大臣を免じ、伊藤の兼官内大臣を免じて兼外務大臣と爲す。是れ亦國民希望の一條項なり) 次で内務省令を發して建白請願に關する法規を厲行する旨を言明し、且つ地方長官、控訴院檢察長及鎮臺司令官等を召集して内外施政の方針を公示し、以て陰に國民を威嚇せんと試みたり。訓令中、憲法に關する一節に曰く「我が立憲政體の大義は、將に立國の源に基き、祖宗の遺訓に遵由し、時の宜を酌み、臣民の權義を優重して其公義を伸暢せんとす。蓋し皆聖明の親しく裁酌を降し、以て一國臣民に惠賜する所たらざるはなし。今祖宗以來國體の尊嚴なると、八年四月及十四年十月の聖詔とを欽仰せば、蓋し多議を待たずして其要領を得るに難からざるべし。唯抑我國に於て上祖宗の神器を永遠不侵の地に置き、皇室の乾綱を維持し、下臣民に向て代議の權利を附與せんと

(三六)

するは、是れ神祖以來國體の大事にして、皇家繼述の宏謀に係る。而して臣民何人か敢て之を私議することを得んや。今の時に當り憲法發布の前、或は後に於て、敢て憲法の親裁を異議する者あらば、斷じて言論集會及請願の自由の範圍の外に出づるものとし、若し或は此を以て名とし、暴動を謀り、又は教唆する者あらば、治安を維持するが爲に、臨機必要な處分を施すべし」と。即ち知る政府は憲法欽定を以て國體上皇家の大權なりと爲し、絶對に臣民の私議を拒絶し、此意見を貫かんが爲に如何なる手段を施すも且つ辭せざるの決心なることを。國民は此壓迫に屈せず、飽くまで運動を逞し、志士續々上京して希望を政府に披陳し、其實行を迫り、形勢頗る不穩に赴く。政府は警察力の全部を擧げて之を鎮壓するに努めたりと雖も、到底其效を見る能はざるに及んで、十二月二十六日二十

(三七)

急に保安條例なるものを發布し、即日之を施行し、志士數百名を東京三里以外の地に追放し、(志士追放に關する條例の正文「皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内亂を陰謀し又は治安を妨害するの虞ありと認めるときは警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を経り日又は時間を限り退去を命じ三年以内同一の距離内に入居又は住居を禁ずることを得」) 集會、結社、新聞、出版、銃器、火藥、旅行、出入等の取締を嚴にし、凡て内亂に備ふるの法令を設けて國民に臨みたり。前來熱狂せる國民を以てするも終に此抑壓に抗すること能はず、乃ち姑らく怨を飲みて政府の爲す所を觀る。

八 憲法發布

樞密院創設—黒田内閣—大隈井上入閣—憲法欽定—憲法發布式—大隈條

約改正紛議—霞關の爆彈—山縣内閣—憲法實施準備
政府は非常手段を以て民論を迫害し、豫定の立憲計畫を進行し、二十一年春初の交を以て憲法草案を大成す。同年四月、新たに樞密院を設け、總理大臣伊藤は樞密院議長に轉じ、農商務大臣黒田清隆代て總理大臣と爲り、大隈重信井上馨相踵で其内閣に入り、二十一年二月大隈入閣外務大臣と爲り、同年七月井上入閣農商務大臣と爲る。同年五月より樞密院を開き、憲法草案を取りて其會議に付し、天皇親臨して各條項を點檢親裁し、會議數月にして其全部を議了し、天皇之を欽定したまふ。翌二十二年二月十一日紀元の佳節を以て憲法發布式を行ひ、天皇之を皇祖皇宗の神靈に奉誥し、「此レ典憲の皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」と宣はせられ、「現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラ

「サラン」と誓はせられ、且つ勅語を國內に頒ち、祖宗の忠良なる臣民の子孫と共に益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしめんとするの聖意を宣示あらせらる。此に至りて立憲政體の基礎始めて確立し、多年官民の反目したる紛議の因を絶ち、憲法の成文上、國民は其保障に依りて權利自由を享有することを得たり。

憲法發布の後、政府は銳意之が實施の準備を講じ、且つ重ねて條約改正の大業を企て、外務大臣大隈重信其事に任じ、功程頗る其歩を進めたりと雖も、其條項極めて我國に不利にして、毫も前日の井上條約案と異なる所なかりしを以て、大に官民の反對を被り、幾紛擾を累ねたるの後、發して霞ヶ關の爆彈と爲り、大隈其の隻脚を喪ひ、條約改正終に中止に歸し、黒田内閣茲に倒る。此際三條兼攝内閣を

設けて一時を彌縫し、次で内務大臣山縣有朋を起して内閣を組織せしめ、十二月二十四日二十年に及んで山縣内閣の成立を告ぐ。山縣内閣は成立勿々内閣の官制を改め、各省大臣の權限を擴めて其責任の義を明かにし、内閣の統一と閣議の機密とを保障せんが爲に之を閣下至上奏し、地方官に訓示して努めて人民の政争に耽るを戒めて着實に其業務に従はしめ、各般法令を布きて憲政に應ずるの準備を講じ、以て初次の帝國議會に臨みたり。

第二章 憲政の初期

一 帝國議會開設

衆議院議員初次選舉—兩院議員就任—帝國議會初次召集

國民は多年政府に迫りて憲法を要求し、聖明の慈仁に依りて憲法を惠賜せられ、明治二十三年を以て其效力發生の期と定め、今や其期限正に到來す。同年七月一日始めて衆議院議員總選舉を行ひ、國民の投票を以て三百人の代議士を公選し、又貴族院議員は法令の定むる所に違ひ之を任命又は互選して其員を満たし、同年十一月二十五日を以て帝國議會を東京に召集し、帝國憲法の運用茲に始まる。是より憲政の正記に入りて筆を進むるに當り、先づ憲政の基礎たる政黨界の形勢に就て少しく敘説する所なかるべからず。

二 政黨事情

後藤象二郎の大同團結計畫—後藤の入閣—大同團結の分裂—政社派大同俱樂部—非政社派大同協和會—板垣退助の調停運動—再興自由黨—愛國公黨—大同三派合同談—庚寅俱樂部—九州同志會の活動—全國進歩主義政黨聯合の議—政府の妨礙—大政黨結成計畫—立憲自由黨組織—國民自由黨—立憲改進黨の地歩—中立議員團大成會

先に既に記したるが如く、政府は明治十五六年の交より民論抑壓に全力を濺ぎ、爲に當時叢生したる各政黨をして自ら解散するの已むを得ざるに至らしめ、次で井上條約改正問題に關聯して起りたる政紛の際、政府は益々言論集會結社の自由を妨げ、一層強暴なる手段を執りて國民に臨み、保安條令の一撃、志士を皇居三里以外に追放し、以て僅に一時の苟安を貪れり。此際後藤象二郎俄然として起ち、口を極めて政府の施設を攻撃し、今の時は是れ國家危急存亡の

(四四)
 秋なりと爲し、志士たる者宜しく小異を捨て、大同に就き、一致して國家の憂を分たざるべからざるを絶叫す。浪々の政客聽て之を壯とし、又恰好の首領を得たるを喜び、舊自由黨員主として其幕下に投じ、其他進歩主義者、保守主義者争うて之に參し、相偕に後藤を推して周旋遊説し、地方到る處に同志を得、所謂大同團結の勢力一世を風靡す。是より將に進んで正式に政黨を結成せんとするの時に當りて、二十二年三月(憲法發布)後藤俄かに内閣に入りて逕信大臣の任に就き、且つ憲法發布の恩赦に依りて出獄したる舊自由黨員等續々大同團結に投じ、爲に團内に一大紛擾を生じ、分れて政社及非政社の二派と爲り、政社派は大同俱樂部と名づくる政社を組織し、非政社派は別に大同協和會と名づくる社交俱樂部を組織し、兩々相反目して政界に立つ。會と大隈條約改正問題の起るあり、大同兩派

(四五)
 皆な從來の恩怨を忘れ、閣裡の舊首領後藤と相應じて條約改正に反對し、其力能く當路の計畫を粉碎して凱歌を奏することを得たり。條約問題終結の後、大同兩派の紛擾再燃し、互に確執して相譲らず。舊自由黨の總理板垣退助其間に立ちて調停を試み、周旋頗る努めたりと雖も、終に融和の實を擧ぐることはせず。此時に當りて舊自由黨員中、板垣を戴きて自由黨を再興せんことを冀ふ者甚だ多し。大同協和會は此形勢を看取し、自由黨再興の計を畫し、板垣に就て之を圖る。板垣は頗る此舉を賛したりと雖も、中道に及んで大同俱樂部の妨ぐる所と爲り、乃ち贊成を取消し、別に愛國公黨を組織し、以て大同兩派の融和を圖らんとす。大同協和會は愛國公黨組織の計畫に反對し、終に板垣と絶ち、自由黨を再興して二十三年一月其結黨式を擧ぐ。大同俱樂部は當初板垣の愛國公黨組織に賛したりと雖

も、種々の障壁に遭うて之と一致する能はず。乃ち依然俱樂部の名稱を存し、然かも明かに自由主義を執ることを標榜す。板垣は仍ほ兩派調停の念を断たず、其調停機關として愛國公黨を設け、二十三年五月其趣意書を發表し、同志を天下に求むると共に、亦兩派の間に立ちて調停を試みたり。此等三派は齊しく自由主義を執るものにして、皆な同一の政系より出づる所なり。黨内の識者、深く同系同主義の三派鼎立して相反目するを憂ひ、之が合同の計を策し、三派亦自ら分立の不利を悟り、協議圓熟、三派を合して一黨を設くるの議を決し、假りに其合同團を名づけて庚寅俱樂部と稱し、着々其基礎を築造するの時に當り、會々九州聯合同志會より全國進歩主義各政黨聯合の交渉に接したり。之より先き九州各地の政派中、平進進歩主義を保持せしものは、立憲時期の切迫せるに鑑み、相一致して

(四六)

時局に應ぜんとし、相偕に聯合の約を結び、更に此趣意を推廣して全國同志主義團の聯合を企て、委員を各地に派して遊説を試む。東京に於ける庚寅俱樂部及立憲改進黨、共に其計畫の時宜に適したるを喜び、略々贊同の意を表し、計畫其歩を進む。政府は此時に當りて集會條例に代へて集會政社法を設け、依然各政社聯絡通信の禁令を存し、之を厲行して以て現下の進歩主義政團聯合の計畫を沮礙せんと企つ。此を以て各派は聯合の計畫を改め、更に一步を進めて合同の計に出でんと欲し、大同三派及九州同志會の如きは、自ら其黨を解きて合同の議を進む。大同派中、改進黨と事を俱にするを忌む者頗る多く、改進黨亦新政黨の主義標示に嫌らざる所あり、頗る参同に躊躇す。爲に改進黨以外の進歩主義各派相集りて合同の談を進め、茲に一黨を組織するの議を決し、名づけて立憲自由黨と云ひ、

(四七)

九月十五日三十を以て其結黨式を行ふ。其趣旨書に於て「自由の大義に依り改進の方策に循ひ、以て君民上下の福祉を増益し、以て輿論の勢力を亢揚せんと欲す」と明記し、其綱領として三項を挙げたり。曰く「皇室の尊榮を保ち民権の擴張を期す」曰く「内治は干渉の政略を省き外交は對等の條約を期す」曰く「代議政體の實を擧げ政黨内閣の成立を期す」是なり。此黨の成素たる各派中、新政黨組織を憚ばざる者頗る多く、百方成立を妨碍し、其結黨式の如きも殺氣紛々の裡に行はる。新黨成立後、此等不平分子は同盟より脱し、又別に國民自由黨なるものを作りて立憲自由黨と行道を異にす。立憲自由黨に屬する衆議院議員の數は約百三十人にして、一齊猛然として政府に抗し、藩閥政府多年の宿弊を一掃し、以て國利民福を弘むる所あらんとす。

立憲改進黨は前年組織以來存續して憲法發布の後に及びたりと雖も、轉々天下の同情を缺き、特に大隈條約に賛成したる一事、益々信望を失墜し、夫の全國進歩主義政黨の合同に加はること能はず、孤影孑然として政界に立つ。然りと雖も此黨は確く民黨たるの信條を把持し、自由黨と歩調を一にして藩閥政府に抗せんとし、四十餘人の所屬議員結束して立ち、其決心極めて鞏し。

自由改進黨兩黨所屬以外の中立議員、相集りて大成會なる議員俱樂部を組織し、嚴正中立を標榜し、専ら事實の問題に對し公平の判斷を下し、以て憲法政治の大成を期せんとす。其所屬會員の數約八十名にして、各員の抱持する所區々なりと雖も、概ね政府黨たるの色彩を帶ぶ。此外二三小團體なきにあらざると雖も、微力數ふるに足らず。將來政黨の名稱屢々改まると雖も、要するに概ね皆な自由改進黨

大成の三派に系統するものにして、時ありて多少の離合集散を見たるに止まるのみ。

三 官民の接戦

政府の政黨觀—超然主義—黨爭防止策—閣員の配置—第一議會—政府議會の接戦開始—經費節減民力休養論—歳出削減六百五十萬圓—黃白妥協政治の起端

翻て政府の政黨に對する觀念如何を見るに、政府は依然專制時代の思想を以て政黨に對し、單り敬して之を遠くるのみならず、動もすれば之を蛇蝎視するの傾向あり。曩者憲法發布の際、時の内閣總理大臣黒田清隆は所謂超然主義なるものを按出し、政府を政黨の外に置かんとし、地方官を召集して此主義を宣言して謂へらく「施政上の意見は人々其所説を異にし、其合同する者相投じて團結をなし、

所謂政黨なるもの、社會に存立するは、亦情勢の免れざる所なり。然れども政府は常に一定の方向を取り超然として政黨の外に立ち、至正の道に居らざるべからず」云々。是れ實に藩閥の勢力を立憲以後に保維せんとする所以の信條にして、閥族の意圖皆な此に存せざるはなし。山縣内閣亦此主義を執り、屢々地方官に訓令を發し、之をして政黨の外に超然として分憂の任に當らしめ、又人民の漫に黨爭に奔馳するは百弊の因なりと爲し、之をして力めて黨爭に遠かり、勤勉力行、一意産業に従はしめんとす。政府の此周到の注意を以てするも、以て國內の黨爭を止むること能はず、人々相率るて政黨に入り、縱令籍を政黨に列せざるも、盛に政論を上下し、政府に肉薄して十年鬱結せる宿憤を漏らさんとす。是れ實に憲政施行當時に於ける官民對抗の形勢なりとす。茲に初期議會に於て民黨と折衝すべ

き山縣内閣の閣員を擧ぐれば、内閣總理大臣山縣有朋、内務大臣西郷從道、司法大臣山田顯義、大藏大臣松方正義、陸軍大臣大山巖、逓信大臣後藤象二郎、外務大臣青木周藏、海軍大臣樺山資紀、文部大臣芳川顯正、農商務大臣陸奥宗光是なり。

政府と議會との政争は先づ歳計豫算案を以て開始せらる。國民は多年政府組織の過大なるを論じて政費節減の議を唱へたりと雖も、終に政府の省みる所と爲らず。今や帝國議會は豫算協賛の權を憲法に得、新たに明治二十四年度豫算案を受領したるを以て、衆議院の民黨は此權利を行つて其宿論を貫かんとし、根柢より豫算に修正を加へ、歳計原案八千三百餘萬圓中より八百八十餘萬圓を削減するの査定案を立てたり。其間政府及政黨は百方査定案の通過を妨碍し、計畫甚だ力めたりと雖も、以て多數民黨の志を奪ふこと能はず。政

府大に此に苦慮し、或は衆議院解散の内議ありたりと雖も、亦憲政の初期なるに省み、解散の計を斷すること能はず。熱慮の極、自由黨の土佐派議員を籠絡し、之をして豫算再審の動議を提出せしめ、内より民黨の結束を破るの計に出でたり。此奇策幸に其功を奏し、動議成立し、而して再審の結果、前査定案を廢棄し、六百五十餘萬圓削減の案を作り、院議之を可決し、茲に豫算の政戦を終り、初期議會の會期を了したり。蓋し八千三百餘萬圓の歳計中、六百五十餘萬圓を削減したるは、計數上の成績亦多からざるにあらずと雖も、同志中に變節の徒を生じ、爲に當初の主張を貫くこと能はざりしは、眞に憾むべきの極みなり。識者以て黃白妥協政治の起端と爲し、本邦憲政不振の罪を當初の姑息政治に歸し、其流毒の綿々として盡くるなきを悲しむ。

四 松方内閣組織

首相山縣の意裏―其辭表―松方内閣組織―大津事變―閣員異動

山縣内閣は第一議會に於て固く豫算原案を支持し、民黨の削減意見を以て國家當然の要務を沮廢し行政機關の運轉を妨ぐるものと爲し、極力之に反對したりと雖も、終に六百五十餘萬圓の削減に同意して豫算の成立を告ぐ。是れ政府の豫定計畫の破却にして、其威信亦自ら墜つ。首相山縣は其意に反して任けて妥協を敢てし、衷心頗る之を快とせず、且つ閣内諸般の事情に省み、長く其任に留まるを欲せず。此を以て第一議會閉會後未だ幾くならずして斷然辭表を呈し、元老會議の結果、大藏大臣松方正義を其後任に推し、二十四年五月六日松方を内閣總理大臣兼大藏大臣に任ず。次で陸軍大臣大山巖退きて高島勲之助其後を襲ひ、外務大臣青木周藏退きて榎本武揚

其後を襲ひ、内務大臣西郷從道退きて品川彌二郎其後を襲ひ、司法大臣山田顯義退きて田中不二麿其後を襲ひ、文部大臣芳川顯正退きて大木喬任其後を襲ふ。是より先き松方内閣成立後未だ幾くならずして大津の變あり。(露國皇太子遠く本邦に來遊し、琵琶湖畔を巡覽したる際、途上警衛の任に當りたる滋賀縣の巡查津田某、俄に劍を揮うて此國賓の頭部を傷く。)上記各大臣の更迭は、概ね此事變の責任問題に相關するもの、如し。爾來政府は官制を改め、若干の政費を削減し、更に積極主義を執りて實政を行はんとす。若し夫れ自由改進兩民黨の結末に至りては愈々鞏く、共に前議會に執りたる方針を確守し、歩調を一にして再び新政府と第二議會に相争ふ所あらんとす。他の黨派に多少の異動なきにあらずと雖も、大勢に變化なく、民黨の勢力極めて旺盛なり。

五 衆議院解散、選舉干渉

第二議會—積極施設—官民反抗—豫算大削減—新事業一切否認—衆議院解散—第二次總選舉—選舉干渉—總選舉の結果—政府の與黨中央交渉部—官民の軋轢—政府の動搖—内務大臣其他の更迭

政府の積極主義は其第二議會に提出したる明治二十五年豫算案其他財政關聯諸議案の上に現はれたり。新事業の主なるものを擧ぐれば、軍艦製造、製鋼所設立、砲臺建築、兵器彈藥改良、河身修築、府縣監獄費國庫支辨、私設鐵道買收及鐵道速成等是なり。衆議院は基礎の極めて確實なるものにあらざれば、一切新事業に着手せざるの方針を取り、上記の新事業を全部否認し、特に政府の最も力を注ぎたる軍艦製造及製鋼所設立費は、現在の海軍を信用せざるの理由を以て其全部を否決し、鐵道買收及速成の件は政府の鐵道計畫浮泛

なるの理由を以て之を否決し、且つ豫算案の各款項に對して多額の削減を施したり。二十五年豫算原案に計上せる歳出總額は八千三百五十餘萬圓にして、衆議院の削減額は七百九十餘萬圓の巨額に達し、此削減中に通常經費の削減及各種新事業の否決を含む。(監獄費及鐵道問題は此外に屬す)會議中、政府は原案を維持するに努めたりと雖も、衆議院毫も反省する所なかりしを以て、政府は終に解散を奏請し、十二月二十五日、衆議院が豫算案全部を議了するを待て詔勅を傳達したり。政府の公表したる解散奉請の奏議は、先づ「立憲の美は一に行政立法兩部の相共に和衷協同して以て國家の利益と臣民の幸福とを増進するに在り。憲法の施行方に初步に屬するに當り、不幸にして機關の調熟を缺き、視て以て勢力競争の具と爲し、其國運を發達するに於て殆ど慎重の顧念を缺くもの、如し」と冒頭

し、解散奏請事項として豫算削減、各新設事業排斥、地方震災水害救済に關する追加豫算及事後承諾要求案審議緩慢等の件を數へ、此の如く年々削減を以てし、相依りて例を爲さば、行政機關は殆ど其運轉を妨げられ、維新以來施政の方針たる進歩の事業及國家の經濟は遞次退縮に傾き而して後止まん」と述べ「臣等躬重責に當り、國事を以て是の如き議員の贊畫に託するの國家の昌運臣民の福利と相容れざることを信ず」と斷言し、以て皇上の裁可を祈り奉れり。

衆議院解散後の臨時總選舉は二十五年二月十五日を以て之を行ふ。内務大臣品川彌二郎、同次官白根專一等相議り、選舉に干涉して多數の與黨を擧げんと欲し、私かに旨を地方官に下し、極力民黨候補者の運動に妨碍を加へ、以て吏黨候補者の當選に努力せしむ。中央政府の此訓諭は遞次下級の吏僚に及び、交と官權を揮うて選舉に干

渉し、干涉は言説に次ぐに暴力を以てし、國民をして任意に選舉權を行ふことを得ざらしむ。其間吏黨所屬の運動者は、巧みに官憲の庇護に隠れて各般暴舉を逞しうし、甚しきに至りては放火殺傷を敢てして憚るなく、一地方の如きは一時全然修羅の街と化し去れり。

選舉干涉の結果、民黨議員は少しく其數を減じ、吏黨議員は少しく其數を増し、略と互角の勢を保ち、而して政府の庇護を得て當選したる議員は中央交渉部なるものを組織し、政府の與黨として政界に立つ。選舉干涉の事ありてより以來、國民は官吏を敵視し、輒輒日に益と甚しく、延て中央政府を怨嗟し、官民の間に踰ゆべからざるの溝渠を劃す。是より先き品川、白根等の選舉干涉の計を立つるや、元老及政府の同僚中其不可を爭ふ者ありたりと雖も、當局者之を省みずして非違を遂行し、僞に著しく國民の反感を買ふ。此に於て前

來選舉干涉の非を唱へたる一派は益々品川等の舉措を非難し、樞密院議長伊藤博文の如きは、選舉干涉官吏全部免黜を提議し、議容れられざるに及んで俄に辭表を捧げ、内閣の基礎はより益々動搖す。幾紛擾を重ねたる後、三月十一日、品川の内務大臣を免じ、副島種臣を以て之に代へ、尋で前來最も選舉干涉に反對したる農商務大臣陸奥宗光其職を辭し、河野敏鎌其後任を拜し、而して伊藤は優渥なる宸翰を拜して其任に留まり、内閣の紛議姑らく一段落を告ぐ。爾來新内務大臣副島は選舉干涉の後を善くして官民の間を融和せんことを維れ努めたり。

六 松方内閣の傾覆

第三議會—内閣彈劾の決議—内務大臣等の再更迭—選舉干涉善後處分着手—内閣不統一—首相松方の辭表

第三議會の衆議院は、政府が前議會解散の理由に供したる各議案に對して略々前回同様の決定を與へ、(軍艦製造費及製鋼所設立費の否決、監獄費國庫支辨法案の否決、鐵道國有主義否認の類)以て間接に政府不信任の議を明にし、又選舉干涉問題を捉へて政府の非違を詰り、以て内閣大臣の疏決を促したり。(上奏案は三票の差を以て破れ、別に決議案を可決す)選舉干涉決議案の可決せらるゝや、政府は倉皇として七日間の議會停會を奏請し、其間何の疏決する所なく、國務大臣は議會の決議に依りて進退すべきものにあらずと公言し、依然其任に留まり、以て第三議會の會期を了ふ。會期中、岐阜愛知兩縣震災救濟費の支出に關して厳切なる質問起り、新内務大臣副島は吏員を兩縣に派して實地を調査せしめ、然る後に議員の質問に答へんとしたりと雖も、次官白根依然權勢を奮ひ、一々副島を牽

(六三)
 擧し、本件實地調査説の如きも直ちに之を排去し、閣議亦終に白根の説を可とす。副島は自説の常に行はれざるを悲み、會期中斷然冠を掛けて去り、首相松方姑らく内務大臣を兼ね。既にして議會閉會の後、政府は議會の決議の彼れが如くなるをも顧みず、天皇の信任未だ去らざるを辭として長く權勢の地を保たんとし、農商務大臣河野敏鎌を内務大臣兼司法大臣に任じ、佐野常民を農商務大臣に任じ、以て閣員の闕位を充たす。河野は先づ選舉干渉の謀主たる白根專一を斥け、徐々選舉干渉の後を善くして民望を回復せんと欲し、干渉の罪迹最も明白なる地方官を免黜轉任し、以て官民の融和を圖らんと努めたり。此等處分を蒙りたる地方官皆な政府の處置を恚り、交交上京して反抗運動を試み、閣員中亦之に賛成する者あり。陸軍大臣高島鞞之助及海軍大臣樺山資紀の如きは、河野の選舉干渉善後處

分に異論を唱へ、不平知事等を助けて陰に其處分を妨礙し、自説の輒く容れられざるに及んで、相駢で辭表を捧呈す。此に至りて内閣全く統一を缺き、首相松方狼狽して爲す所を知らず。終に七月三十日を以て辭表を捧呈し、松方内閣茲に終焉を告ぐ。

第三章 伊藤長期内閣

一 伊藤内閣組織 附政黨事情

藩閥政黨の決心—元勳内閣—政黨内閣否認—國民協會—同盟俱樂部—民
黨の結束—自由黨の内訌

憲法實施以來未だ二年に満たず、山縣内閣先きに斃れ、松方内閣亦蹶き、民黨の力日に伸びて、薩閥の勢月に盛る。爰に首相松方の辭表を捧呈するや、元老等勅命を奉じて後圖を議し、元老盡く起て内閣を組織し、以て藩閥の頽勢を支へんと欲し、此意を以て閣員を人選す。二十五年八月八日、新内閣員の親任式を行ひ、伊藤博文内閣總理大臣に、山縣有朋司法大臣に、黒田清隆逓信大臣に、井上馨内務大臣に、大山巖陸軍大臣に、後藤象二郎農商務大臣に、陸奥宗

光外務大臣に、河野敏謙文部大臣に、仁禮景範海軍大臣に、渡邊武大藏大臣に各々親任せらる。世に之を元勳内閣と稱し、而して其實權は伊藤井上の間に在り。此内閣亦政黨内閣制を否認し、飽く迄超然主義を執る。政府は先づ選舉干渉の善後處分に手を下し、罪跡の顯著なる地方官等に罷免轉官を命じ、又之を檢舉求刑し、匡救に努めたりと雖も、國民は尙ほ之に満足せず、地方に於ける官民の反目情態は依然として松方内閣時代と異らず。

曩に選舉干渉の餘蔭に成りたる議員團體中央交渉部は、第三議會閉會の後、名を國民協會と改め、依然非政社組織を取り、趣意書を發表し、國富を増し國權を弘むるを目的とすることを揚言し、西郷從道(前山縣内閣の内務大臣)品川彌二郎(前松方内閣の内務大臣)の二人を戴きて首領と爲す。二人は現職樞密顧問の地位を去りて國

民協會に投じ、生首受授を約して協會の爲に努力することを誓ひ、各地に遊説して同志を糾合するに努めたり。由來國民協會は官憲に系統し、其二首領は閣員の同輩にして、緣故淺からざるものありと雖も、政府は超然主義を標榜し、表面協會と絶ちたり。然れども第四議會に於ける國民協會の行動は、到底政府黨たるの範圍を脱する能はず。

自由改進黨兩民黨の外、新たに同盟俱樂部なる民黨を生ず。是れ從來黨派外に獨立して政府に反對したる議員の團結にして、今回俱樂部を結成するや、趣意書を發し、藩閥政府の積弊を除き、立憲政治の完成を期し、國民民福の増進を圖るを目的とすることを標榜せり。自由改進黨兩黨は依然結束を鞏うし、伊藤内閣と決戦せんことを期す。唯自由黨中政府に接近せんことを夢みる者あり、此輩は改進黨と

相提携するを不利とし、故らに辭を設け戦を挑み、爲に一時兩黨の間に感情の衝突を來したりと雖も、是れ唯黨内一部の事に止まり、多數の意見は兩黨一致して政府に對抗するに在りて、歩調少しも棄るゝ所なし。

二 政府議會の大衝突

第四議會—政府の施政方針—民黨の突進—豫算大削減—製煙費否決—政府の敵意—衝突—彈劾上奏—停會—休會—詔勅換發—政府の公約—官民妥協—山縣の辭職—行政整理

民黨の陣容既に全く整ひ、政府亦對議會方針を定めて將に第四議會に臨まんとす。偶々首相伊藤誤て負傷し、病褥に就き、爲に内務大臣井上、總理大臣臨時代理を命ぜられ、第四議會開院劈頭施政方針を衆議院に披示す。其方針は先づ「政府の大方針は内憲法の條章

(六八)
 に遵由し、行政百般の機關をして憲法的の動作を爲さしめ、以て益其の改善を圖り、上は宏謀を遵奉して國家の基礎を鞏固にし、下は人民の權利を保全して其慶福を増進し、外列國に對して國光を發揚し、以て其結局の目的を達せんことを欲するに外ならず」と概言し、次で百般行政の改良、海軍擴張、條約改正、地價修正、租稅增率、治水事業等を各論し、上下協同の力を以て大業に贊襄せんことを希望するの意を述べたり。政府の計畫中最も重きを置く所は軍艦製造の件にして、外に特別地價修正を行ひ、而して歳入の缺陷は酒烟草油稅を増徴して之を補はん」とす。衆議院は曩に松方内閣の海軍擴張計畫に反對したると齊しく、現在海軍を信用せざるの理由を以て軍艦製造費を否決し、八千三百七十餘萬圓の明治二十六年度豫算歳出に對して八百七十餘萬圓の削減を施し、地價修正に關する政府案

(六九)
 を可決すると共に、自ら地租輕減案を提出して一舉之を可決し、而して政府提出の増稅諸案は其必要なきを認めて之を否決したり。豫算案中憲法の保障せる歳出の廢除削減に關し、衆議院は政府の同意を要求し、其要求三回を重ね、最後に五日間の休會を議決して政府の反省を促したるに、政府は毎次之を拒絶して釐毛も豫算削減に同意せざるのみならず、軍艦製造費は必ず之を支出して所信を貫徹する決心なる旨を議場に聲言したり。此を以て衆議院は上奏以て官民睽離の顛末を具陳し、政府が民意を容るゝに吝なるを詰責し、此の如き政府と並び立ちて其職責を完うする能はざる所以を縷陳して聖裁を仰ぎ、且つ會期中自ら休會して政府の處決を促したり。初め衆議院の政府に求むる所は、豫算査定案同意、關員總辭職、衆議院解散の三策中、何れか其一策の實行に在りたりと雖も、政府は一も之

(七〇)
 を採らずして、却て畏多くも詔勅を奏請し、依て以て衆議院と相安
 協せんと試みたり。其詔勅は國務大臣、樞密顧問官、及帝國議會兩
 院議員に賜ふ所にして、祖宗の遺訓及字内の進勢より説き起し、官
 民和協して國運を進張せしめんとの聖意を宣べさせられ、議會が憲
 法保障歳出に云々の議を挟むを警め、閣臣に命ずるに行政各般の整
 理を以てし、又國家軍防の事一日も其施爲を緩うすべからずと爲し、
 特に今後六年間毎歳内廷の費三十萬圓を賜ひ、且つ文武官僚をして
 同年月間其俸給十分の一を國庫に納れしめ、以て製艦費の補足に充
 て、軍防の計畫を遂行せしむ。此詔勅の煥發せらるゝや、政府は衆
 議院に對し、豫算の若干の削減に同意すると共に、次期議會までに
 行政各部特に海軍の整理を斷行することを公約し、衆議院之を諒と
 し、製艦費は全然原案に協賛し、豫算の削減は前査定案の約三分の

一に止め、幾日の政争此に至りて止み、而して民黨三派の結束是よ
 り頗る弛む。議會閉會後司法大臣山縣有朋は同僚の對政黨策に不滿
 を抱きて其職を辭し、其他二三の閣員の更迭あり。西郷從道亦國民
 協會を去りて海軍大臣の任に就く。爾來政府は第四議會に對する公
 約に基き、銳意行政整理に従ひ、五月より十月に涉りて整理の結果
 を發表し、俸給諸給聽費等に若干の減額を施したり。民黨は尙ほ以
 て微温の改革なりと爲し、次期議會を待て再び大に政府と争ふ所あ
 らんとす。

三 衆議院解散

(國權問題及風紀問題の論争)

條約改正の希望—内地雜居許否の紛議—大日本協會—第五議會—條約風
 行建議案—停會—解散—軍艦千島事件—行政整理問題—議長星亨除名—

官紀振庸の上奏—勅語—農商務大臣更迭

此時に當りて條約改正の議論勃然として民間に起り、第四議會中、衆議院は案を具して速に之を執行せんことを閣下に上奏したり。條約改正は舉國人民の齊しく熱望したる所なりと雖も、其改正條目中、外人の内地雜居問題に關しては、許否二様の議論を生じたり。衆議院の上奏は原則として雜居許容論を執り、自由改進兩黨及其他進歩主義者の主張に係る。從來の政府黨たりし國民協會及一般の保守主義者は、以て國計を誤るの甚しきものなりと爲し、相結んで大日本協會を組織し、雜居許容論に反對し、雜居の許否は國家自ら其利害に按じて任意に之を決定すべく、而して如今帝國の國情、外人に内地雜居を許すは百弊の因なりと説く。此論戰は頗る激烈を極めたりと雖も、概するに雜居反對論は世論の同意を惹くこと多からずして、

衆議院の院議亦雜居許容論を可決したり。然るに當時の政府は居留外國人に條約外の利益を與へ、爲に彼等の行動往々放漫に流るゝものあるを以て、保守主義者は雜居反對論の外に新たに條約履行論を唱道し、以て國權論を政界に鼓吹したり。改進黨及其他の進歩主義者は曩者雜居許容論を執りたりと雖も、條約履行の議に關しては全然保守派と意見を同じうし、自由黨單り之を否とし、茲に政黨界の色彩に著しき變化を來したり。大日本協會及改進黨等の同志は、終に條約履行建議案を第五議會に提出し、幾多の實例を擧げて外人跋扈の跡を證し、政府が條約を執行するの緩怠を詰り、之が履行を希望するの意を具陳せり。頃來邦人の對外思想は大に在留外人の反感を激成し、條約履行論の起るに及んで、其反抗益々甚しく、駐在使臣亦此意を以て我が外務省に迫る。政府大に之に恐怖し、又現在著

手中なる條約改正事業の遂行に障礙あらんことを慮れ、百方此建議案を排去するに力を加ひ、此案の衆議院の議題に上る毎に屢々議會を停會し、終に衆議院を解散し、之をして條約履行の議を遂ぐることを得ざらしむ。條約履行論の外、衆議院の民黨は軍艦千島事件を以て政府と相争はんと擬す。此より先き帝國軍艦千島、英國の一商船と瀬戸内海に於て衝突して終に沈没し、帝國政府は該英國商船會社を被告として損害賠償の民事訴訟を英國領事裁判所に提起し、天皇の御名を訴訟當事者として相争ひたり。民黨は以て不當に外國の裁判管轄權を認めたるものなりと爲し、又皇室の尊嚴を冒瀆するとの著大なるを論議し、第五議會壇上、激烈なる質問再三を累ね、終に上奏以て政府を弾劾せんと擬したりと雖も、衆議院解散の爲に之を付議するに至らずして止む。此の如く衆議院の民黨は國權諸問

(七四)

題に熱中し、爲に前議會以來の懸案たる行政整理公約問題を冷淡に付す。獨り自由黨は此問題に重を置き、政府の行ひたる行政整理は不十分にして、前日公約の趣旨に相副はざるものなりと爲し、二十七年年度豫算に對して多大の削減を施さんと試みたりと雖も、衆議院解散の爲に終に此希望を実現する能はず。第五議會は單り國權問題を以て政府と相争ひたるのみならず、別に風紀問題を以て之と相争ひたり。此より先き全國取引所開設事件に關し、時の衆議院議長星亨及農商務省の吏僚等、各々其地位を利して關係者に私便を與へ、以て私かに不正を營みたりとの風説極めて高し。衆議院は開院勢頭先づ星亨に辭職を勸告し、星の之に應ぜざるや之を懲罰委員に付し、幾波瀾の後、終に議員籍より之を除名したり。衆議員は議長處分に熱中すると共に、又閣臣彈劾の舉に出

(七五)

(七六)
 で、宰相及官僚の内行修らずして官紀の著しく紊亂せる事實を指摘し、謹で宸斷を請ひ奉り、待つこと十餘日にして閣臣何の疏決する所なかりしを以て、衆議院は閣臣たるもの宜しく速かに疏決すべきを決議督促したり。曩に衆議院上奏の事あるや、總理大臣伊藤博文及農商務大臣後藤象二郎共に捧表して罪を待ち、皇上此等奏議を一括して樞密院に付し、其覆奏に依りて勅語を閣員に賜ひ、大に官紀振肅を戒飭し、且つ閣員努力して邦國の事を終始せよとの旨を宣はせらる。此より先き衆議院が決議以て閣臣の疏決を督促するや、首相伊藤藤同院に臨み、其切りに閣臣の進退を議するの不當を詰り、以て天皇の主權を侵犯するものと爲し、樞密院の覆奏中亦閣臣の進退は陛下の大權に存し外間の容喙を許さずと切言す。次で閣員に對する勅語と爲り、停會と爲り、解散と爲り、翌二十七年二月後藤其官

を免ぜられ、榎本武揚代て農商務大臣の任を拜し、所謂官紀振肅問題始く茲に局を結ぶ。

四 解散前後の黨情

自由黨の變情—其内訌—同志俱樂部—立憲革新黨—政府の抑壓—民黨各派の聯合—自主的外交及責任内閣の標示

茲に少しく解散前後の政黨事情を説かざるべからず。第四議會中詔勅煥發以來、民黨の結束に弛解を來し、而して改進黨の兩派は他の同志と共に盛に國權論を唱へ、自由黨は單り行政整理問題を以て政府と相争はんとしたる事情は既に斂したり。爾來自由黨は漸次政府に接近せんとし、黨内之を非とする者亦少からず、爲に内訌常に絶えず。星亨處分問題の議會に起るに及んで、黨内一部の議員は宜しく院議に違ひ星を處分せざるべからざるを論じ、議容れられず

(七八)
して斷然其黨を脱し、若くば排星行爲を以て黨籍を除名せられ、此徒二十餘名相集りて同志俱樂部を組織し、自由黨本來の大目的を達せんが爲に今日の自由黨を去る旨を天下に宣言す。既にして同志俱樂部は從來の民黨たる同盟俱樂部と相合體し、一政黨を組織し、名づけて立憲革新黨と云ひ、自由進歩の主義を執り立憲的革新の政策を行ふことを宣言し、其所屬議員の數約四十名に達す。政府は曩に第四議會の協賛を経て少しく集會政社法を改正し、各社の往復通信及支社出張所設置等の禁令を解きたりと雖も、條約履行論の起るに及んで、俄かに言論集會の取締を嚴にし、苛察抑壓に到らざる所なく、大日本協會に解散を命じ、從來政社法の外に活動したる各政治團體を政社と認定して政社法の下に置き、爲に革新黨の前身たる同盟同志の兩俱樂部及國民協會の如き、皆な政社組織の手續を取り、各々

主義政綱を發表したり。政府既に警察諸法規を厲行して人民に臨み、尋で衆議院を解散し、而して内外の政務頗る民望に副はざるを以て、改進黨、革新黨、國民政社、舊大日本協會、其他同志の各黨派は、相聯合して第六議會に政府に内薄せんことを期し、強硬的對外政策及責任内閣完成の二大綱を提げて起ち、國民の強勁なる後援を荷うて第六議會に臨めり。若し夫れ自由黨は聯合民黨の外に立ち、行政整理の公約其他の問題を以て政府に迫らんとし、努めて對外問題に論及するを避く。以上第六議會開會前に於ける政黨界の大勢なり。

五 衆議院再度の解散

第六議會—前衆議院解散理由の表示—解散不當の決議—彈劾上奏—再度の解散—解散奉請の奏議

曩に政府の第五議會衆議院を解散するや、公式に其理由を天下に

表示することなかりしと雖も、首相の貴族院有志議員の詰問に對する復書、地方官等に對する政府の訓示、其他閣員の私席の談話等を綜合すれば、解散の理由とする所は一二に止らずと雖も、其主因の條約履行建議案に在るや明にして、次で第六議會開會劈頭首相伊藤之を衆議院に明言し、且つ現に條約改正事業の進行中なるを述べ、暫らく外交問題を以て政争の具に供するを避けんことを希望したり。衆議院は政府が前期議會未だ其意思行爲を發表せざるに當りて之を解散し、且つ即時正式に之を明示せざりしは、立憲的動作にあらずと認め、解散に伴へる政府の行爲を不當とする旨を議決したり。次で自由黨は行政整理問題に關する上奏案を提出し、聯合民黨、内治外交に涉りて政府を彈劾するの上奏案を提出し、衆議院は終に後者の意義を前者に挿入して之を可決し、以て内閣を彈劾したり。曰く

(八〇)

「前此年閣臣其施設を誤り、内治外交共に其職責を失し、動もすれば則ち累を帝室に及ぼすに至る。中閣臣の經營一時を彌縫するに止まり、政綱未だ振厲せず、海軍未だ釐革せず。惟僅に費途を節し、吏員を沙汰し、以て大事を撲稜するに過ぎず。特に外政に至りては倫安姑息、唯外人の歡心を失はんことを是れ畏れ、内外親疎輕重の辨別を顛倒するに至る。中閣臣等區々の微衷、恭しく大詔に違ひ、經綸を畫し、至誠以て天意に奉答せんことを欲すと雖も、閣臣常に和協の道に背き、臣等をして大政翼贊の重責を全うする能はざらしむ。是を以て臣等閣臣に信を置く能はず。中閣臣等願くは陛下覆載の聖恩を敷き、日月の照鑑を垂れたまはんことを」と。此上奏は皇上之を聽容したまはずして、捧呈の翌日衆議院終に解散を命ぜらる。政府は即時解散奉請の奏議を公にして、解散の理由を天下に昭にしたり。

(八一)

奏議に曰く「前臣等が微衷未だ衆議院の諒する所と爲らず、内治外交俱に職責を失ふと爲す。群議全出、以て聖聽を煩はすに至る。臣等恐懼自ら措く所を知らず。顧みるに國家の大計は放言壯語の能く了する所にあらず。臣等唯維新の國是は中道にして廢阻すべからず、百年の長計は群議の爲に敗壞すべからざるを信じ、専ら國家の隆昌臣民の幸福を重んじ、茲に衆議院解散の命を奏請し、伏して陛下の明斷を仰ぐ」と。識者今回の解散を以て前回の解散と同一事件に根據するものと爲し、政府の處置、憲法政治の本義と相乖るを非難して休まず。

六 日清開戦、舉國一致

民黨の憤慨—政府の抑壓—朝鮮の内亂—清國の禍心—民黨の政府援助—主戦論—宣戦の詔勅—條約改正成就—朝鮮扶植策の確立—臨戦地の軍國

議會—交戦中の通常議會—官民和協
再度の解散に遇ひ、聯合民黨は益々政府の處置を憤り、依然其結束を鞏固にし、所謂自主的の外交及責任内閣の二大旗幟を翻へし、必ず政府に酬いて其宿望を達せんことを努む。政府は慣用の抑壓手段を取りて之に臨み、政社法を厲行して各派の聯合を禁止し、其別働黨として起りたる新聞同盟を解散し、百般の手段を盡して民黨の行動を妨碍す。此時に當りて政府の條約改正事業大に進捗し、英國との約案に調印するの期方さに迫る。政府が曩に條約厲行案通過を怖れ、衆議院解散を連施し、今又言論集會の自由を過度に壓迫する所以のもの、偏へに既往幾回の事例に省み、國內よりする反對論を防過せんとするの計に出づ。聯合民黨は政府の陋策に憤ると共に亦其手腕を疑ひ、相偕に真正對等條約締結を叫び、各種の決議を公にし

(八四)
 て後日の地歩を爲す。官民の紛争此極に達するの際、偶々朝鮮に東
 洋の危機刻々に迫る。清國は乘じて以て朝鮮併呑の宿志を遂げんとし、東
 洋の危機刻々に迫る。民黨は現下の形勢に鑑み、官民内に相争ふの
 國家の失計たるを認め、政府に後援して與に共に時局に處せんと欲
 し、乃ち翻然として従來の確執を去り、其所謂自主的の外交主義を取
 りて直ちに之を朝鮮問題に應用し、朝鮮の獨立を保護して以て帝國
 の地歩を鞏固ならしめんことを期す。既にして清國の禍心益々暴露
 し、其行動愈々無忌なるに及んで、民黨は終に主戰の議を定めて政
 府に迫り、政府は仍ほ樽俎の間に時紛を解決せんと努めたりと雖も、
 事情到底平和の手段を許さずして、廟議亦終に開戦に決し、八月一
 日二十年を以て宣戰詔勅の煥發と爲る。此開戦の前後に於て、政府は
 巧みに國民の耳目を時紛に奪ひて條約改正を斷行す。(七月十六日)

英條約調印、八月廿七日公布)改正條約は實質上極めて我に不利に
 して、對等の主義と相容れずと雖も、政府の抑壓手段と軍國の時局
 とは、國民をして全然口を條約問題に噤せしめ、茲に維新以降の宿
 案を一決することを得たり。爾來政府は獨力を以て朝鮮扶植に任じ
 銳意軍國の要務を經營し、着々として所定の方針を實行す。民黨各
 派亦全く政府攻撃の鋒を收め、十分に政府に後援して機宜の處置を
 誤ることなからしむ。此情態の下、極めて平穩に臨時總選舉を了し、
 十月十五日を以て臨時軍國議會(第七回)を廣島大本營の下に召集
 す。臨時議會は一舉直ちに軍事費豫算及一切の軍國經營諸案に協賛
 し、且つ交戦の目的を達するに至るまで、幾何の經費も之に協賛し
 て吝まざることを議決し、政府を激勵して萬遺算なからしめんこと
 を努めたり。次で第八議會も亦交戦中に東京に召集せられ、是れ亦

喜んで軍事費豫算其他の議案に協賛し、通常豫算の如きも殆ど全部原案を可決し、努めて政府と相衝突するを避け、之をして毫末も後顧の憂なく、安んじて軍國の要務に専念することを得せしめたり。爾く官民和協して議會に立ちたるは、立憲以降未だ曾て其例を見ざるの現象にして、舉國一致敵愾の意氣を發揮して遺憾なし。

七 平和克復、外交の失政

日清講和—三國の干渉—遼東還付—朝鮮政策放棄—日露協商—京城事變—臥薪嘗膽—國民の公憤—遼東善後決議—責任論紛起—政府の抑壓—各派の離合

開戦以來既に數閱月、皇軍連戦連勝、其勢破竹の如く、威武赫々として東洋に振ふ。清國力屈して終に和を乞ひ、我國乃ち清國をして朝鮮の完全無缺の獨立國たることを確認せしめ、且つ土地と償金を

とを收めて和議を結ぶ。其條約に調印したるは二十八年四月十七日にして、同時に平和克復の大詔下る。越て二十四日、露獨佛の三國は帝國が清國の割讓したる遼東半島を永遠に領有するは東洋の平和に利ならずと爲し、帝國に干渉して之を清國に還付することを懲惡す。我が廟議終に三國の干渉を容認するに決し、五月六日之を三國に照覆し、八日講和條約の批准を交換し、次で十日を以て遼東還付の大詔を發す。爾來政府は清國と遼東措置の商定に従ひ、國民に強ふるに臥薪嘗膽を以てし、百方國民の公憤を抑制するの道を講ず。遼東の一舉、大に朝鮮の侮慢を長じ、露國漸次に勢力を朝鮮に樹て、帝國政府は終に獨力扶植の方針を抛了す。爲に十月十日の京城事變(我が駐韓公使館員及志士等大院君を擁して王城を襲ひ、王妃閔氏を殺す)と爲り、次で翌二十九年二月十一日の京城事變(駐韓露公使

王城を襲ひ、國王を自國公使館に誘拐し、日本黨の内閣員を免黜殺戮して露國黨の内閣を設く)と爲り、帝國の朝鮮に於ける威信勢力を全地を掃ひ、政府は終に露國と協商して朝鮮を其自治に委し、全然朝鮮經營の計畫を廢め、對清交戦の目的終に徒爾に歸す。民間各派は開戦以來十分の後援を政府に與へ、之を監視督勵して以て今日に至りたりと雖も、茲に還遼の事あるに及んで、皆な之を遺憾とし、國民後援の空しく水泡に歸したるを悲しみ、再び交戦前の舊態に回りて官民間に衝突を生ずるに至れり。各派所屬の有志は、其黨派の民吏硬軟を問はず、相集りて還遼善後の策を講じ、帝國の光榮を興復する爲め速に軍備を擴張し、外交を刷新し、朝鮮の獨立を扶植し、同國に於ける我が地位勢力を確保し、還遼に關しては内閣をして其責に任せしむること等の諸件を決議し、偕に共に身を以て今日の國

歩艱難に處せんことを誓ふ。此各派政友有志會は還遼の事由及實狀を國民に披示して努めて其公憤を促がし、又臨時議會を開きて官民一致以て善後を策するの要務たるを認め、切りに之を政府に促がしたりと雖も、政府は偏へに失態を掩蔽するに努め、又議會と共に善後を策するを欲せず。乃ち復た又慣用の手段を以て國論を抑壓し、政友有志會に解散を命じ、警察諸法令を實行すること頗る嚴なり。既にして自由黨及國民協會は漸次政友有志會より遠ざかり、自由黨は終に政府と提携して還遼責任問題を放棄し、國民協會は還遼に憤ること甚だ深しと雖も、戦後の經營を以て最も緊急の要務と爲し、先づ戦後經營案を確立し、然る後に政府の責任を問はんとす。爾餘の各派は依然結合を保ち、政府の抑壓の嚴なるに屈せず、盛に還遼責任の議を唱へ、時事の真相を暴露して國民に訴へ、以て前掲決議

の趣旨を徹底するに努めたり。

八 自由黨と政府の提携

自由黨の態度—戦後經營の専念—責任論放棄—政府の超然主義放棄—官民提携政治の實現—本邦憲政史上の著例

自由黨亦頗る遠東還付に憤慨し、現に其黨員は政友有志會に投じて遠遼問責の議に参じたりと雖も、同黨は此國家非常の際、徒らに政争を事とするは國家の大計を誤るものと爲し、寧ろ責任論を放棄し、十全の力を戦後經營に注がんと欲し、之を決議して以て交渉を政府に試みたり。政府は從來超然主義を保持して今日に至りたりと雖も、多年の經驗上、憲政を運用するに當りて必ずや政黨の力に待たざるべからざるを悟り、且つ遠遼失態の責任を免れて戦後經營案を確立せんと欲せば、益々政黨に頼るの必要なるを感じ、乃ち喜ん

で自由黨の交渉を容れ、茲に藩閥政府の多年抱持したる超然主義を擲ち、公然自由黨と提携して相局に周旋せんとを相約したり。自由黨は此間の事情を天下に宣言して曰く、「我黨愛國の至誠、又必ずや大に一世を警醒するに足るべきを信じ、肝膽を吐露して以て之を當路に詢る所あり。當路亦深く時局の要を察し、我黨の誠を諒し、中間民議を容るゝに吝ならざらんとし、其立憲政體を完美にし、國家の基礎を鞏固にするの方針を取り、内外の事を處するに於て我黨は將來に於て其望あるを認めたり。是に於て我黨は向來當路者と相針路を同くして進み、之と相提携して其國家の要務を處するに翼賛し、以て我國の進運を致さんとす」云々。此に至りて多年政府反對黨として政界に立ちたる自由黨は政府の與黨と爲り、政黨を蛇蝎視したる藩閥政府は之と相提携して國政を行はんとす。眞に本邦憲政治下

の一大著例なりと謂はざるべからず。

九 戦後の經營

第九議會—内閣強劾案否決—決議案否決—國民協會の反覆—歳計の急激膨脹—軍備擴張—増税計畫—民吏兩派の論戰—貴族院の異論—戦後經營案確立—財政監督權放棄の端

此の如き政黨情態の下に第九回通常議會は二十八年末を以て召集せらる。聯合民黨は先づ遼東還付及對韓政策の失敗に關する上奏案を提出し、嚴に政府の責任を問はんと試みたりと雖も、自由黨國民協會共に之に反對し、爲に上奏案は終に院議の否決する所と爲る。次で京城再度の事變起るに及んで、國民協會は以て宣戰の詔勅に對し其措置を誤りたる一大失政なりと爲し、戦後經營案の未だ成立せざるに拘らず、猛然として一決議案を提出し、大臣輔弼の大義に顧

み速かに處決せしめんとしたりと雖も、政府は議會停會を命ずると共に、一方に於ては國民協會を籠絡し、之をして決議案撤回を提言せしむるに至れり。院議撤回の要求を容れずして之を議題と爲し、國民協會は自由黨と相和して決議案に反對し、聯合民黨却て之に賛成し、院議終に之を否決す。衆議院は此の如く政府の失政を寛恕し、次で戦後經營の案を議す。政府の第九議會に提出したる二十九年年度總豫算の歳出入は著しく膨脹し、追加豫算と合せて約二億圓の巨額に達し、前年度に比して幾んど倍數の額を示す。此の如きもの戦後各般の事業を經營するが爲にして、就中海陸軍備の補充擴張に巨額の經費を計上し、其繼續費總額約一億圓に達す。爾く急激に膨脹せる歳出、到底從來の通常歳入を以て之に應ずること能はず。此に於てか政府は租税を増徴し、專賣方法を創設し、公債を募集し、清國

債金を繰入れ、以て歳入の缺陷を補ふの計畫を立つ。民黨亦皆な軍備擴張を以て必至の勢なりと爲し、又其財源を増稅其他に資るの已むべからざるを認めたりと雖も、政府の計畫を以て粗漏杜撰にして緩急を誤るものと爲し、適度の修正を之に加へ、且つ一般經費に對しても削減を施し、以て歳計の急激なる膨脹を防がんとす。然るに自由黨國民協會共に極力原案に賛成し、一も軍備費を動かす所なく、衆議院は終に豫算案其他一切の財政計畫に對し、全部原案に協賛す。貴族院に於ても軍備擴張の程度に關して異論起りたりと雖も、一も衆議院の決定を翻へすに至らず。凡そ政府の財政計畫の爾く平穩に議會の承認を得たるは、戦時の議會を除くの外、眞に異數の事例にして、爾來因襲して例を爲し、茲に豫算査定權放棄の端を發く。

(九四)

十 伊藤内閣の傾覆

提携政治の成績—自由黨の不平—内訌—報酬要求—板垣の入閣—内務大臣更迭—外務大臣大藏大臣選任の苦心—大隈松方招迎の議—内閣不統一—閣員總辭職

上述の如く自由黨は提携の約を重んじ、十分に政府に後援を與へたりと雖も、政府毫も其約を履むことなく、自由黨の多年唱道し來りたる人權保障及地方自治に關する法律案の如き、一も自由黨の主張を容れずして、却て陰に其通過を妨礙したり。此を以て黨員中大に政府に不平を抱き、寧ろ提携を絶つ有利なるを論ずる者頗る多く、黨内爲に大に亂る。黨の幹部は此等不平者を除名し、姑らく平和を保ちたりと雖も、議會閉會の後、顧みて徐ろに全會期中の成績を見れば、自黨年來の主張は一も行はれずして、唯と政府の爲に其

(九五)

(九六)

地歩を擁護し、其政策の遂行を援助したるに過ぎず。此に於て全黨
 舉て政府に平かならず。提携の報酬を得て以て自ら甘心せんとし、
 苦慮ただ努めたり。之より先き日清開戦の際、内務大臣井上馨辭し
 て駐韓公使に任じ、野村靖代りて内務大臣と爲り、第九議會中、野
 村は自由黨の放肆を憤りて其職を辭し、司法大臣芳川顯正假りに内
 務大臣を兼ね。自由黨乃ち其總理板垣退助の爲に内務大臣の地位を
 求め、内閣書記官長伊東已代治自由黨の爲に周旋し、四月十四日二
 九板垣入閣して内務大臣の任に就き、自由黨頗る之に満足し、黨内
 の動搖自ら已み、而して國民協會の嫉視を受く。未だ幾くならずし
 て外務大臣陸奥宗光病を以て其職を辭し、次で大藏大臣渡邊國武亦
 次年度豫算編製に關して閣僚と意見を異にし、終に辭職の意を表明
 す。政府は適任の外務大藏兩大臣を得て戦後の外交財政を處理せん

(九七)

と欲し、而して首相伊藤の意の在る所は、大隈重信を外務に迎へ、
 松方正義を大藏に迎へんとするに在り。閣僚概ね此議に賛したりと
 雖も、單り板垣は大隈を迎ふるに異議を挟み、職を賭して其不可を
 諍ふ。閣議乃ち單り松方を迎へんとしたりと雖も、松方は大隈と相
 伴うにあらざれば入閣を肯んぜず。此に於て更に松隈二人推薦の議
 に回り、板垣益々異議を唱へ、閣議全然統一を缺く。時に民黨各派
 相合して進歩黨を組織し、新銳の意氣を以て益々政府に内薄せんと
 す。政府は内は統一を缺き、外は強敵を控へ、幾んど爲さん所を知
 らず。此を以て首相伊藤先づ辭表を呈し、板垣以下各相相踵で捧表
 命を待つ。八月三十一日、伊藤の内閣總理大臣を免じ、樞密院議長
 黒田清隆をして假りに内閣を總理せしめ、長期の伊藤内閣此に至り
 て仆る。

第四章 藩閥の衰運

一 官民接近の趨勢

超然主義の名實—藩閥の衰運—政府政黨提携の必勢

藩閥政府は憲法治下に超然主義を行はんとし、夙に之を天下に宣言したりと雖も、政界の實勢は到底長く超然主義の存立を許さずして、歴代の藩閥政府、漸次政黨に接近するの勢を示したり。曩者山縣内閣は豫算査定案を以て民黨の爲に厄せらるゝや、自由黨中の土佐派を誘拐して纒に難關より脱したり。次で松方内閣は選舉に干渉して與黨を作り、以て自ら其地位を衛るに努めたり。伊藤内閣は抑壓政策を執りて政黨に臨みたりと雖も、終に其反抗に敵する能はずして、乃ち公然自由黨と提携して戦後經營案を確立したり。超然主

義の到底憲法治下に行ふべからずして、而して藩閥政府の漸次自ら此主義を放擲したるや實に此の如し。是れ即ち藩閥の衰運と政黨の進勢とを語るものにして、政黨の援助に頼るにあらざれば閣運を維持する能はざるを立證するものなり。

二 松隈聯立内閣組織

松隈聯立内閣組織—新内閣の政綱—進歩黨組織—政府と進歩黨との提携—第十議會—行政整理の公約—新聞紙條例改正

茲に伊藤内閣の後繼を定むるに當り、縱令依然藩閥を以て其基礎と爲さんとするも、亦決して政黨の勢力を度外に措く能はざるなり。此時に當りて松方正義と大隈重信との感情頗る融和し、相駢びて新内閣を組織せんとするに意あり。元老等之を贊し、高島勲之助、樺山資紀等其間に周旋し、終に薩隈兩勢力を基礎とする松隈聯立内閣

を作るの議を定む。九月十八日二十年松方を内閣總理大臣兼大藏大臣に任じ、次で大隈を外務大臣に、高島を陸軍大臣兼拓殖務大臣に、樺山を内務大臣に、野村靖を逓信大臣に、清浦奎吾を司法大臣に、蜂須賀茂韶を文部大臣に任ず。海軍大臣西郷從道、農商務大臣榎本武揚、並に故の如し。新内閣は憲法の條章に率由し諸政を遂行し、從來の宿弊を一掃せんことを期し、成立勿々政綱を發表し、將來の施設一に之に由らんことを宣言す。就中重を措く所は憲法上人民の權利を尊重する事及行政財政を整理する事等の諸件にして、上下一致、官民協力、以て其事に従はんことを聲明したり。

日清交戦以前より相聯合したる對外硬各派は、遠達責任論を以て第九議會に政府と相争ひ、其案の不幸にして否決せらるゝや、益々聯合を鞏固にして政府に對抗す。各派は個々分立するの不利なるを

覺り、又政府の爲に往々聯合を妨碍せられ、意の如く行動する能はざるを以て、茲に改進黨、革新黨、其他五六の同志團體相合致して一黨を組織し、進歩黨と稱し、三月一日(第九議會々期中)を以て結黨式を挙げ、主義綱領を發表して汎く同意者を天下に求む。其政綱に曰く、「我黨は進歩主義を執り、皇室の尊榮を宣揚し、人民の權利幸福を増進せん爲め(一) 政弊を改革し責任内閣の完成を期す、(二) 外交を刷新し國權の擴張を期す、(三) 財政を整理し民業の發達を期す」と。進歩黨結成後未だ幾くならずして伊藤内閣仆れ、松隈聯立内閣の成立を告ぐ。進歩黨は新内閣の舉示したる政綱は我黨の方針と大差なしと爲し、之を援助して以て善政を行はしめんと欲し、茲に提携の約を締し、進歩黨員相率るて官界に入り、政府を監視督勵して憲政の美果を收めんとす。蓋し松方内閣の成立したるは第十

議會召集前三月に在り。政府は成立日尙淺くして當初宣言したる政綱を全部實現するの餘暇なきを辭とし、明治三十年度豫算案は一に前内閣の立案を踏襲して之を議會に提出し、今後大に行政及財政を整理し、其整理の結果を次年度豫算の上に見はすことを公約し、以て豫算案に協賛を求めたり。進歩黨は全然之に賛成し、自由黨は現内閣反對の地位に立つと雖も、政府の提案は即ち前内閣の計畫に係るを以て、之に反對すべき辭を有せず。爲に豫算案は幾んど修正を経ずして衆議院を通過したり。(但し貴族院に於て前議會と等しく軍備縮少論盛に起りたりと雖も、此論は終に成立に至らず)此の如く年々豫算案修正を怠り、益々歳計の膨脹を誘致したるは、實に官民提携の結果にして、財政上に及ぼしたる弊害甚だ少からずと雖も、然かも第十議會に於て新聞紙條令を改正し、立憲以前よりの宿題た

る發行停止制度を撤廢したるは、憲政史上に特筆すべき事項にして、是れ蓋し間接に官民提携政治に負ふ所なすと謂ふべからず。

三 限薩分離

政府の稅政—宣言無視—財政紊亂—限薩兩派の衝突—進歩黨政府提携破

日を経るに及んで政府の處置往々放漫に流れ、憲法を無視し、官紀を紊亂し、當初宣言したる政綱を雲烟に付して顧みず。行政及財政の整理は政綱及公約の明示する所なるに拘らず、政府毫も手を此に下すなく、次年度の歳計益々膨脹し、募債及借金繰入等の手段を盡すも、尙ほ多額の歳入缺陷を來し、終に租稅を増徴して以て歳入出の權衡を保たんとす。閣裡の限派大に之を不可とし、努めて當初の宣言を實行し、憲法的の動作に出で、以て民望に辜負せざらんこ

とを期し、大隈等極力之を朝に争ひ、進歩黨亦黨議を以て松方の反省を促し、松方頗る之に耳を傾けたりと雖も、薩派は限派の提言を以て迂濶と爲し、終に之と反抗の態度を取り、松方を牽制して限派と疎隔せしめ、兩派以外の大員之に和し、爲に政府の施設益々常道を逸し、信望愈々衰ふ。進歩黨は終に政府の其宣言を實行するの誠意なきものと認め、自今提携を絶つ議を決し、全然政府反對の地位に立ち、次期議會を待て内閣の更迭を促すの黨議を定めたり。大隈以下進歩黨出身の吏僚、皆な薩派の共に爲すべからざるを覺り、一致して其職を去る。薩派は其去るに任せ、西徳二郎を外務大臣に薦め、山田信道を農商務大臣に薦め、(曩者榎本の農商務大臣を免じ、大隈をして外務大臣を以て農商務大臣を兼ねしむ)外に蜂須賀の文部大臣を免じ、濱尾新を以て之に代へ、此に松隈聯立内閣、成素を

變じて純薩内閣と爲り、新たに自由黨の力を藉りて政權を保維する所あらんとす。

四 衆議院解散、松方内閣總辭職

自由黨の内訌—政府の誘拐及脅迫—自由黨の政府反對—國民協會の政府反對—孤立無援の内閣—第十一議會—不信任決議案—解散—總辭職

内閣の成素既に一變し、進歩黨は明に政府反對の旗幟を樹つ。是より先き自由黨の伊藤内閣と提携するや、黨中に硬軟二派を生じ、紛擾の極、脱黨と爲り、除名と爲り、幹部の辭職と爲り、爾來内訌已む時なく、黨勢頗る衰ふ。松方内閣の薩派は進歩黨と絶つ以前より轉た同黨を忌み、寧ろ之を捨て、自由黨に頼らんと欲し、窺かに計畫する所あり。茲に進歩黨と絶つに及んで、交渉を自由黨に開始し、黄白を散じ、暴力を揮ひ、誘惑攪亂維れ力め、自由黨中の軟派

之に内應し、提携の談幾んど將に熟せんとす。硬派は之を不可とし、極力提携の計畫を沮止し、兩派の勢力一消一長して、交々縦横の秘策を運らしたるの後、硬派の主張終に勝を制し、政府の計畫全然失敗に歸す。既にして自由黨は其旗幟を明にし、政府不信任決議案を次期議會に提出するの黨議を定めたり。國民協會は現内閣の閣員と縁故淺からずと雖も、亦政府の稅政濫行言ふに忍びずと爲し、友誼を以て引退を勸告し、其勸告の容れられざるに及んで、憲政の大義に依り閣臣の職責を正し、以て政界前路の大疏通を圖らんとする旨を決議したり。此の如く政府は衆議院三大政黨の援助を失し、他の小黨派及無所屬議員亦概ね政府反對の態度を示し、全國の新聞一致して攻撃の鋒を加ふ。凡そ爾く孤立無援の窮地に陥りたる内閣は、以往未だ會て其例を見ざる所なり。第十一議會は此の如き形勢の下

に召集せられ、開院式翌日、直ちに各派一致の署名を以て不信任決議案を提出し、其理由を「現内閣は國家の重任に堪へざるものと認め、自ら處決する所ありしめんことを期す」と云ふに取る。此時政府部内の對議會方針多岐に分れ、全然統一を缺き、復た收拾すべからず。首相松方は終に解散辭職併行の意を決し、不信任決議案の衆議院の議事の上るを待ちて直ちに解散の詔勅を傳達し、即時に自ら辭表を捧げ、各員相踵で去り、松方内閣此に至りて仆る。時に三十年十二月二十五日なり。

五 伊藤内閣組織

第三次伊藤内閣組織—自由黨と政府との提携—不和—提携破裂

松方内閣の仆るゝや、後繼内閣組織の大命伊藤博文に下る。伊藤

は近年政界の趨勢に省み、政黨の首領に内閣の一椅子を與へ、其黨の援助を藉りて第三次の内閣を組織せんとし、先づ進歩黨の大限に交渉し、次で自由黨の板垣に提言したりと雖も、共に相互の希望に長短あり。爲に之を内閣に迎ふること能はず。乃ち從來の同僚及門下生中に閣員を求め、三十一年一月十二日を以て親任を蒙る。即ち伊藤博文内閣總理大臣に、井上馨大藏大臣に、芳川顯正内務大臣に、桂太郎陸軍大臣に、曾禰荒助司法大臣に、西園寺公望文部大臣に、伊東巳代治農商務大臣に、末松謙澄逓信大臣に任ず。海軍大臣西郷從道、外務大臣西徳二郎の二人、共に前内閣より留任す。後日伊東退きて金子堅太郎農商務大臣に任じ、西園寺退きて外山正文部大臣に任ず。新内閣組織の協議進行中、自由黨は之と相提携すること猶ほ前年伊藤内閣の例の如くならんとし、板垣其黨を代表して伊藤

と交渉し、伊藤亦政黨の援助を藉るの必要を認め、喜んで之に應じ、提携の談略と熱し、相互の利害衝突して又破れ、更に交渉を新たに於て茲に始めて提携の約を結ぶに至れり。新内閣は自由黨と憲政連用上に於ける意見を同じうし、共に偕に憲政の完備に力を竭さんことを誓ひ、自由黨此誓約を信じ、此内閣を以て政黨を基礎とする内閣なりと爲し、「閣員は我黨の名簿に其名を列せざるも、皆是れ平生主義精神を同じうする政友なるを以て、之を稱して黨員と謂ふも不可なし」と言ひ、主義精神に於て意氣相投合する我黨と新内閣との關係は前途洋々として春海の如きものあらん」と言ひ、頗る提携を喜ぶの意を寄せたり。然るに政府と自由黨との關係は決して洋々たる春海の如きものにあらずして、提携僅に四閱月にして秋風吹き、所謂主義精神を同うする政友、公然敵對の地に立つの已むを得ざる

に至れり。初め政府は臨時總選舉の終るを待ちて板垣を内務大臣に迎ふることを約したりと雖も、總選舉後毫も其約を履行せざるのみならず、内閣の重鎮たる井上馨轉た自由黨を忌み、宜しく之を疎外すべきの議を唱へ、伊藤其動かす所と爲り、漸次之を極遠するの計に出でたるを以て、自由黨は以て當初の盟約を蹂躪し、我黨宿昔の希望に背反し、其財政々策は我黨の素論と全然相容れざるものとなし、之を辭として提携の約を絶ち、決議して曰く「我黨は現内閣を以て政黨を基礎とせず、憲政の完美を期するの望なきものと認め、之に反對す」と。

六 衆議院解散、伊藤内閣總辭職

西勢東漸—對外同志會—第十二議會—對外國賣上與案否決—自由進歩黨の接近—増租案否決—解散—憲政黨組織—御前會議の激論—閣員總辭

職—政黨内閣の曙光

政府と自由黨と提携の交渉方に甘なるの時、歐洲列國は交々種種の辭を設けて清國の土地を租借し、權利利益を要求し、清國政府悉く之を容れ、爲に帝國の對清開戦と遼東還付とは、其旨終に徒爾に歸す。進歩黨深く之を慨し、對外同志會を結びて再び國論を鼓吹し、第十二議會劈頭此問題を以て政府彈劾を試みたりと雖も、自由黨は進歩黨と事を借にするを好まずして、國民協會と相結びて上奏案を否決し、次で政府が次年度の歳計著しく缺陷を生ずべきを推定して、地租増徴其他の増稅案を同期議會に提出するや、自由黨は漸次進歩黨に接近し、他の各小黨派と相結びて終に地租増徴案を否決し、即日衆議院解散を蒙る。未だ幾くならずして各派相合して一團と爲り、名づけて憲政黨と謂ひ、其強大の勢力を以て藩閥政府に抵

(二二二)
 抗する所あらんとす。首相伊藤深く之を怖れ、元老の御前會議を奏請し、會議席上、公然憲政黨に拮抗するに足るべき政黨を結成し、以て藩閥三十年來の勢力を保維せんとするの議を唱へたりと雖も、山縣有朋等極力之を不可とし、伊藤は内は元老同僚の一致を缺き、外は新立の憲政黨の壓迫を受け、苦心懊惱、早く此窮境より脱せんとし、自ら辭職の意を告げ、憲政黨の兩首領大隈板垣の二人を後任に推薦することを表す。山縣等は政黨首領を迎へて内閣を組織せしむるの我國體と乖るを論じ、極力其不可を争ひたりと雖も、伊藤の辭意固くして他に適當の後任者を得ず。元老會議は枉けて大隈板垣二人を推薦するの計を定め、伊藤之を閣下に奏請し、皇上之を嘉納し、内閣組織の大命終に大隈板垣の二人に降る。

第五章 政黨内閣

政權推移の機

一 憲政黨及憲政黨内閣

自由進歩兩黨の合同—憲政黨組織—政府の狼狽—憲政黨内閣組織—新内閣の訓示及其事業

(二二三)
 自由進歩の兩黨は、多年來主義に合して感情に離れ、感情の激する所、却て共同の政敵たる藩閥政府を援け、我が政見に至りては毫も伸ぶる所なし。兩黨は第十二議會に相結びて政府提出の増租案を否決し、終に解散の命を蒙るや、共に深く自ら悟る所あり、相一致して藩閥政府と決戦する所あらんと欲し、解散後未だ幾くならずして各々其黨を解き、他の同志者を包容して新たに一大政黨を組織し、

(一四)
 名づけて憲政黨と曰ひ、三十一年六月二十二日結黨式を舉げ、宣言及政綱を公にす。其宣言に曰く「憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす。而して此間解散は已に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く舉らず、政黨の力未だ大に伸びず、是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し、爲に朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり。是れ舉國忠愛の士の慨嘆する所なり。今や吾人は内外の形勢に鑑み、斷然自由進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす」と。其政綱として掲ぐる所は、略々前來の自由黨及改進黨進歩黨の政綱と同じ。此黨を率ふる者は大隈板垣の二人にして、兩首領及舊自由進歩兩黨の黨員等、皆な舊來の悪感を忘れて等しく同一旗幟の下に集まり、力を戮せて三十年來の政敵に抗せんとす。此黨の一たび結成するや、政府元老等皆な其

勢力の強盛なるに驚き、之が對策策に關して内部に激論を闘はし、終に首相伊藤の發議を以て新政黨の兩首領を内閣後繼者に推薦したること前章既に記する所の如し。六月二十七日、大隈板垣二人、親しく天威に咫尺して内閣組織の大命を拜し、閣員を憲政黨員に選びて之を上奏し、皇上之を嘉納し、三十日を以て親任式を行ふ。大隈重信内閣總理大臣兼外務大臣たり、板垣退助内務大臣たり、大石正巳農商務大臣たり、尾崎行雄文部大臣たり、松田正久大藏大臣たり、大東義徳司法大臣たり、林有造逓信大臣たり。皆な是れ在野政界の俊髦にして、多年憲政の樹立及啓發に努力したる論客なり。布衣の論客俄かに入りて臺閣に列し、藩閥官僚の地に代る、眞に非常の變革なりと謂はざるべからず。但し陸海軍大臣は將官在籍者を以て之に任ずるの制を取り、而して憲政黨中其人なきを以て、勅命に依り

て海軍大臣西郷從道、陸軍大臣桂太郎共に其任に留まる。新内閣は先づ訓示を發し、「從來の内閣は閣臣として政黨員たることを許さず、りしが、現内閣は殆ど政黨員を以て之を組織し、從來の政變に比して大に意味を異にす。時世の進歩は我國をして政黨内閣の組織を促がせるものなれば、上下意を一にして國務に執掌せんには、此内閣は將來好望のものたるべし」と曰ひ、政務官と事務官との別を明かにし、憲政の運用を滑にすると共に事務の敏捷を圖り、憲政黨員を擧げて政務官に任じ、臨時政務調査局を設けて行政整理の事に従ひ、鋭意在野の抱負を實現して人心を新にせんことを努めたり。

二 憲政黨内閣瓦解

自由進歩兩派の軋轢—官職均勢論—共和演說事件—文部大臣後任問題の紛議—自由派の自暴自棄—憲政黨解黨—憲政黨改設—憲政黨併立—憲政

本黨組織—閣員總辭職—兩派の陰謀—内閣瓦解

憲政黨内閣の成立するや、舊自由進歩の兩派は皆其宿昔の理想を實現し得たるを喜び、一和して閣運を護持せんことを期し、春風霽靄として黨内に滿つ。然れども此の如きもの甚だ長からず、日を経るに及んで兩派の惡感漸く兆し、一反目は一衝突を起し、事毎に紛争を累ね、終に互に防禦構陷を事とし、政務内に擧らずして、醜狀外に現はる。自由派の最も進歩派に平かならざる所は、臺閣に於ける兩派の勢力均衡を失するの點に在り。即ち進歩派は大隈、大石、尾崎、大東の四人を出したるも、自由派は板垣、松田、林の三人を出したるに過ぎず。進歩派は内閣の外、外務、農商務、文部、司法の四省を領したるも、自由派は内務、大藏、逓信の三省を領したるに過ぎずして、省外の高官も亦進歩派に取ること頗る多し。自由派

は此不公平を破らんと欲して均勢論なるものを唱道し、自ら一大臣の椅子を得て其希望を達せんとし、各種の策を其間に弄したりと雖も、輒く功を收むること能はず。偶々文部大臣尾崎が某公會席上に於て金權萬能主義の世教を害ふ所以を極論し、其言論中に「共和政治」云々の語あるや、同陋者流は以て國體上許すべからざるの暴言なりと爲し、囂々論議して世聽を惹かんと努む。自由派は尾崎を排斥するに於て好個の題目なりと爲し、乃ち盛に不敬を辭として尾崎を攻撃し、世論を煽動すると共に、亦官中及樞府等に秘密運動を試み、板垣主として其事に任じ、必ず尾崎の地位を動かさずんば已まざらんとす。十月二十四日、尾崎は諒旨を蒙りて辭表を捧呈す。是れ實に所謂共和演説ありてより二個月後の事に屬す。既に進歩派の尾崎を斥く。此に於て自由派は其舊所屬黨員中より後任文部大臣を

舉げんと欲し、一二の候補者を選び、板垣は公然均勢論を標榜して之を閣議に提す。大隈は均勢論の妄を辯じて一言の下に之を斥け、別に進歩黨員犬養毅を文部大臣に擬す。兩派共に其主張を固執し、激論二日に互りて閣議決する所なし。大隈は總理大臣の職權を以て後任文部大臣を奏薦せんことを閣議に揚言し、直ちに犬養を奏薦して勅裁を得たり。板垣憤慨、閣議不統一の事情と犬養不適任の理由とを面奏したりと雖も、文部大臣親任の辭令は十月二十七日を以て終に犬養に授けられたり。

自由派は幸に進歩派の一大臣を斥ぐることを得たりと雖も、次で其後任たる者は亦進歩派にして、前來の計畫悉く齟齬す。此に於てか自暴自棄し、寧ろ憲政黨及其内閣を破りて進歩派と相分離せんとし、臨時協議會の名の下に自由派の黨員のみ相集會し、俄かに協議

(二二〇)
 會を改めて憲政黨大會と稱し、集會者の多數を以て憲政黨解散の議
 を決し、直ちに改めて憲政黨を組織し、綱領及黨則を議決し、役員
 を選舉し、舊憲政黨の解散を所轄警察署に届出づると共に新憲政黨
 の結成を届出で、之を天下に公示す。即ち新憲政黨は舊に前來の名
 稱を襲ふのみならず、亦其綱領及黨則を襲ひ、唯進歩派の分子を
 除き、自由派を以て之れを組織したるに過ぎず。進歩派は自由派の
 爲したる憲政黨解散の決議を否認し、其結成したる憲政黨を以て僭
 稱の偽黨と爲し、依然として憲政黨の名稱を保ちて行動す。政府は
 自由派の正式に提出したる憲政黨解散及新憲政黨結成の申告を受領
 し(内務省は自由派の手に在り)従て進歩派の保持する憲政黨を以
 て法規に據らざる秘密結社と認め、其の存立を禁止したり。進歩派
 は已むを得ずして憲政黨の名を擲ち、別に憲政本黨の名の下に團結

し、綱領及宣言を議決し、前緒を繼承して憲政を擁護するに努力す
 ることを宣言したり。自由進歩兩派の結合に成れる憲政黨既に分離
 す、之を基礎とせる内閣終に保つべからず。此に於て板垣等自由派
 の大臣舉て辭表を呈し、次で大隈等進歩派の大臣及兩派外の海陸軍
 大臣相踵で辭表を呈す。然れども兩派は此期に及びて未だ少しも念
 を政權に斷たず、幸に能くすべくんば他派を排斥し、自派獨り依然
 として政權の地に留らんと欲し、計畫運動甚だ力めたりと雖も、焉
 ぞ知らん、此時は是れ後繼内閣組織の大命既に藩閥の元老に下りた
 るの時ならんとは。當時會々伊藤は海外に官遊し、在留の元老等は
 飽く迄政黨内閣の弊を認めて藩閥内閣の再興を圖り、終に山縣有朋
 を後繼内閣總理に推薦し、皇上之を裁可し、自由進歩兩派の陰謀共
 に全く齟齬して、茲に憲政黨内閣の覆滅を告ぐ。

三 藩 閥 内 閣 再 興、 憲 政 黨 提 携

閥族の復権計畫—第二次山縣内閣組織—政府と憲政黨との提携交渉—破裂—成熟—提携條件—政府の提携宣言

藩閥の族黨は深く政黨内閣を忌み、速く之を覆へして藩閥時代の舊に復せんとし、常に眼を拭うて機會の乘すべきを待つ。所謂共和演説事件なるもの憲政黨内閣の下に起り、自由進歩兩派の反目益々長するに及んで、彼等は以て乘すべきの好機なりと爲し、陰に藩閥内閣再興の計を畫して懈らず。兩派之を知らずして交々排擠を努め、偏へに自派内閣の創立を夢みるの際、藩閥族黨の計畫着々進行し、終に内閣組織の大命山縣有朋に下る。山縣は徒らに日を曠うせば或は不測の支障を生ぜんことを慮れ、迅速に閣員の人選を了し、十一月八日を以て親任を蒙る。是れ第二次の山縣内閣にして、其閣員の

配置を擧ぐれば、山縣有朋内閣總理大臣たり、西郷從道内務大臣たり、(海軍大臣より轉ず) 松方正義大藏大臣たり、樺山資紀文部大臣たり、芳川顯正逓信大臣たり、青木周藏外務大臣たり、桂太郎陸軍大臣たり、(前閣より留任) 清浦奎吾司法大臣たり、曾禰荒助農商務大臣たり、山本權兵衛海軍大臣たり。
山縣は政黨員を以て内閣の成素と爲すを危険と爲し、半超然主義を執らんことを期したりと雖も、然かも亦既往の實験に省み、政黨の力に頼らざれば憲政を運用する能はざるを覺り、内閣組織前一日、憲政黨の首領板垣に交渉を試み、二人の憲政黨員を元老又は人材として入閣せしむるの條件を提して其援助を求めたり。憲政黨は黨員の爲に内閣四脚の椅子を求め、且つ其入閣者をして總て憲政黨員の資格を帯びて班列せしめんことを希望したり。山縣は以て過大の要

(二二四)
 求なりと爲し、之を拒絶し、乃ち前記の人選を以て内閣を組織し、憲政黨は以て政黨を基礎とせざる内閣なりと爲し、之と相提携せざることを政府に通告したり。爾く兩者の交渉は一たび破裂したりと雖も、山縣は胸中窃に之を遺憾と爲し、提携の成立せんことを望んで止まず。此に於てか第二回の交渉を開始す。時に第十三回帝國議會は既に召集せられたりと雖も、政府は憲政黨と交渉を重ねんが爲に故らに開院式を遷延し、辭を申うして再び提携の要求を提したり。憲政黨は從來の條件を固持し、政府は成立勿々閣員を易置する能はざる内情を述べ、姑らく其條件を捨て、援助を與へんことを懇請す。協議將に熟せんとして又破れ、憲政黨は終に現内閣は超然主義を執るものなりと爲し、黨の綱領に遵據して之と絶つことを決議宣言したり。時に憲政黨内、尙ほ提携を望む者あり、此輩は政府と共に深

(二二五)
 く提携斷絶を遺憾とし、此決議を翻へして提携の約を結ばんと欲し、苦辛慘愴、茲に三たび憲政黨と政府との間に提携の交渉を試むるに至れり。憲政黨は黨員入閣の舊條件を捨て、新たに閣員入閣の要求を提出す。政府は頗る之に應ずるに類み、折衝數番の後、下記三條件を提出す、曰く現内閣は超然主義を執るものにあらざる旨を宣言する事、曰く憲政黨の綱領を採用して之を實政に行ふ事、曰く憲政黨と利害休戚を共にする事是なり。憲政黨之を諒とし、茲に提携の約を訂し、決議以て之を公にせり、曰く「現内閣は我黨の政見を容れ我黨の贊助に頼ることを表明したるに依り、我黨は之と提携して國家内外の急務を疏通し以て憲政の完成を勉むべし」と。此に於て山縣は憲政黨員を官邸に招きて茶話を開き、一場の演説を試み、戦後經營の忽にすべからざる事、憲政黨は當年の政府と提携して戦

後進取の廟謨を翼賛したる事、現内閣は憲政黨と所見を同じうし、之と提携して國務を遂行せんとする事等を述べ、且つ曰く「現内閣は國家歳入の基礎を確實にし、戦後の經營を完くするに就て、其見所の諸君と相合ふを喜び、又各般制度の改正に就て、平生諸君の素見に同意するの允當なるを認め、其他大體の政見相合ふに於て、有朋は閣僚と共に憲法を恪守し、大權を護持し、諸君と各々其職任に従ひ、相倚り相助け、以て進取の宏謨に答へんことを期す。願ふに政見を同くして共に國運の進張を謀る。固より一時の苟合を以て目的を達すべきにあらず。有朋不敏、唯と至誠邁往、百難を排して同志の士と帝國唯一の進路に提携伴行するあるのみ」云々。是れ即ち現内閣は超然主義を執るものにあらずることを示すと同時に、憲政黨と利害休戚を共にするの義を明にしたるものなり。憲政黨は此

宣言を得て十分之に満足す。國民協會は政府と憲政黨との提携を以て機宜に適するの處置と爲し、側面より之を援助して憲政有終の美を濟さしめんことを決議す。若し夫れ憲政本黨は此提携を以て憲政の大義に反するものなりと爲し、極力其非違を論難して已まず。

四 増税議會

第十三議會—財政の窮迫—各種増税案—増租の紛議—政府の壓迫及誘拐—増率低下—増徴年限設定—増税額々—豫算紛議—議員歳費増額—三税復舊論

第十三議會の召集せられたるは十一月七日三十に在り、山縣内閣の成立したるは翌八日に在り。政府は憲政黨と提携談の交渉に維れ専らにして、故らに開院式を遷延し、召集後約一月を過ぎて始めて之を行ひ、而して三十二年度豫算は前内閣の立案を踏襲して之を議

會に提出したり。頻年國費益々増加して歳入之に伴はず、之を現狀に放任せば、必要の事業も進む能はず、戦後經營も亦中廢せざる得ず、財政の基礎薄弱なること未だ此時より甚しきはあらずと爲す。此に於てか政府は地租、酒税、所得税、其他二三税目の賦率を増し、以て歳入の缺陷を填補するの計畫を立てたり。(三十二年度豫算に依れば、歳入の不足額三千七百餘萬圓に達す)曰く幸に各増税案にして悉く議會の協賛を得ば、帝國財政の基礎始て安定せんと。民間の意見は之に異り、日清戦後、國費の増加は寔に已むべからざるの趨勢なりと雖も、非常の英断を以て通常經費を削減し、且つ歳計膨脹の禍源たる軍備を縮少せば、増税の種目及増率は必しも政府案の如く多大なるを要せずと爲す。就中異論の存する所は地租増徴にして地方到る處に反對の聲起り、志士農民續々入京して増租案撤廢を唱

(二二八)

へ、忽にして増租反對同盟會を中央に起し、四方相應じて益々其聲を大にす。政府は慣用の警察力を揮て人民に臨み、増租反對の集會に解散を命じ、志士の行動を檢束し、黃白を散布して議員を誘拐し、且つ横濱埋立の特權を許容するの條件を以て、該件出願者をして議員を買収せしめ、又旨を實業家に諭して増租期成同盟會を起さしめ、百般の手段を盡して増租案の通過を圖りたり。政府と提携したる憲政黨を以てするも當初増租を非とし、政府が此重大の法案を提出するに當り豫め交渉する所なかりしを怨み、決議以て政府の再考を促がしたり。政府之に應ぜず、爲に憲政黨内に賛否兩説を生じ、寧ろ提携謝絶の利を唱ふる者あるに至る。内訌多時に互り、憲政黨は枉けて増租に同意し、唯と原案の増率地價百分の四を改めて百分の三個人に止むるの修正説を唱ふ。此折衷論を以てするも、尙ほ黨内の

(二二九)

不平を鎮むること能はず。乃ち増租實行期を五個年に限るの修正を
 施し、機かに黨議を定め、政府之に同意し、而して衆議院は特に無
 記名投票に陰れて増租案を可決したり。貴族院に於ても増租反對の
 議論囂しく、政府は是れ亦金力を以て之を壓し、茲に増租案の成立
 を見るに至れり。爾かく増租率低下の結果、政府の豫定收入約七百
 五十萬圓を減じ、之を補はんが爲に更に醬油税、郵便税、煙草免許
 料等を増率し、其他電信電話鐵道等の官業益金を増加する所あらん
 とす。此等各種の増税案に對し、異論盛に起りたりと雖も、議會は
 以て已むべからずとして終に之を可決したり。各種増税計畫と相繼
 綿せる豫算案に對し、經費節減論あり、軍備緊縮論あり、又豫算を
 政府に返戻して立案を更正せしむるの論起りたりと雖も、總て此等
 の動議を否決し、極めて僅少の修正を加へて原案を可決したり。議

會は此の如く租税増徴に協賛し、一方に於ては帝國議會兩院議員の
 歳費を増額するの案を可決し、議員の資格を保つの名の下に私福を
 營みたり。

五 獵官門閉鎖附政黨事情

政府憲政黨の對陣—文官任用令の急施—獵官禁制—黨人疎外策—橫濱埋
 立特權問題—憲政黨の内訌—國民協會改名帝國黨—憲政本黨の硬軟兩派
 —第十四議會—民論萎靡—選舉法改正

山縣内閣は憲政黨の援助に依りて増税計畫を確立し、其所謂財政
 の基礎を鞏固にするの目的を達することを得たり。此際政府の最も
 虞る、所は、憲政黨が自ら政府援助の功に誇りて各般要求を提し來
 らんとするの一事なり。第十三議會に於て特に議員歳費増額案を提
 出したる所以のもの、蓋し豫め此に慮り、議員の獵官熱を緩和せん

(一三三)
 とするに出づ。政府は尙ほ以て足れりとせず、議會閉會後俄かに文
 官任用令及分限令等を發布し、凡そ文官は必ず一定の試験を経て之
 を任用するの制を設け、從來勅任官を試験登用の外に置きたる制を
 撤し、以て無學無經驗なる黨人の漫に勅任官職を覬ふを遏め、又文
 官の地位を保障して故なく之を異動せしめざるの制を設けたり。内
 閣の幕僚等は夙に政黨を忌み、特に近來憲政黨の態度頗る驕傲に流
 るゝを憎み、早く之と絶つゝの有利たるを論じ、交々疎外の策を閣員
 に薦む。文官任用令の如きも亦其獻策に係る。憲政黨は政府の豫め
 何の交渉する所なくして突如此の如き法令を布き、轉た我を侮蔑す
 るの態度に出づるを悲り、極力之を詰責すると共に、政務官の爲に
 無試験任用の道を啓かんことを要求す。政府は辭を左右に托して之
 を拒み、終に本令を起草したる二三の幕僚を罷免して憲政黨の怒を

和らけ、黨人獵官の門戸は依然として固く之を鎖ざす。
 文官任用令に關する紛議と前後して、横濱海面埋立特許權問題に
 關して憲政黨内に著大の紛擾を生じ、領袖星亨の行動を陋として之
 を除籍するの議起る。(前期議會に於て増租案賛成者の數未だ足らず
 して政府措置に艱むや、星は當時横濱埋立の特許を出願したる一商
 賈某と政府との間に立ち、某をして埋立特許の爲に三四の議員を買収せ
 しめ、政府をして其報酬として埋立特許を豫約せしめ、後日之を實
 行す)紛議多時に涉り、殆ど將に黨の破裂を見んとするに至りたり
 と雖も、第十四議會々期の近づくに及んで、紛議俄かに熄み、依然
 政府と提携して議會に立たんことを決議したり。國民協會は其勢力
 年と共に衰へ、最近の總選舉に於て僅に二十人の議員を擧げ得たる
 に過ぎず。協會は黨名を改めて局面を開かんと欲し、新たに帝國黨

(二三四)

と稱し、七月七日を以て結黨式を挙げ、宣言政綱を公にす。大抵國民協會の標榜と異なる所なし。内閣の幕僚は憲政黨を忌むの餘、自ら新黨組織の計畫を喜び、陰に力を之に添へたり。帝國黨は組織匆匆、現内閣と主義を同くすることを決議し、現内閣を援護する爲に憲政黨と提携するを辭せざらんとす。憲政黨は財政計畫に關して黨内に硬軟二派を生じたりと雖も、姑らく歳計緊縮論を以て結束す。而して其大聲疾呼する所は三稅復舊（地租醬油郵便）に在り。

第十四議會は此の如き政黨事情の下に召集せらる。政府は前年増稅計畫確立の結果、財政經濟共に順調に歸したる旨を明言し、頗る得意の態あり。憲政黨は豫算大削減の議を唱へたりと雖も容れられず、三稅復舊案及議員歳費復舊案を提出したりと雖も是れ亦否決せらる。府縣會議員の選舉に關する政府の干渉、并に前回増租案通

(二三四)

過の爲め政府の施したる議員買収事件を一括して官紀紊亂に關する上奏案を提出し、又議員瀆職に關する法律案を提出したりと雖も、共に否決する所と爲る。茲に特記すべきは衆議院議員選舉法改正案の兩院を通過したる事是なり。選舉法の改正は多年の問題にして、政府は前内閣以來數回之を提出し、前議會に於ては貴衆兩院の確執をさへ生じたるが、今議會は兩院協議會に於て漸やく妥協案を得たり。此案の骨子は從來の小選舉區を廢し、大體に於て大選舉區とし、單記無記名投票によるものにして、未だ國民の宿望に副はざる點多ありと雖も、議會は姑らく之を可決し、而して此改正法は次期總選舉より之を實施す。又會て政争の一問題たりし監獄費國庫支辨案は、今回の議會に於て容易に兩院を通過したり。

六 山縣内閣瓦解

提携の成績—憲政黨の不平—報酬要求—首相山縣の辭表及留任—北清事變の勃發—山縣再度の辭表—内閣瓦解

憲政黨は政府と提携してより以來既に二回の議會を果ね、政府を援助するに於て亦努めざるにあらざると雖も、我が宿論の採用せられたるもの幾何もあるなく、剩へ文官任用令を以て仕官の途を杜絶せられ、提携の報酬を求めんとして得べからず。此に於て黨内政府に不平を鳴らす者頗る多く、皆な政權の分與を得て局面を展開するの要務たるを論じ、又寧ろ提携破却の得策なるを叫ぶ者あり。幹部は黨の希望を代表して政府に交渉し、文官任用令の除外例を要求し、又進んで閣員の入黨若くは黨員の入閣を提言したりと雖も、首相山縣は冷然として之を拒み、且つ突然辭職の意を漏らしたり。憲政黨

は事の意外なるに驚き、然かも亦之を奈何ともすべからず。乃ち截然交渉を廢め、且つ提携斷絶の義を明にす。(此際政府は官制を改め、各省次官を廢し、新たに總務長官及官房長を置き、官房長を政務官として特別任用の官と爲したるも、一人も黨人の任命せられたる者なし) 山縣の突然辭表を提出したるは、憲政黨の要求の急にして煩に堪へざると、閣外元老等の往々現閣の財政計畫に忌憚なき非難を加ふるあるを以てなり。山縣捧表の事あるや、後繼内閣組織の人命伊藤博文に降り、伊藤頗る之を難んじ、他の諸老一も起て後繼たらんとする者なく、荏苒空しく日を経るの際、會と北清に義和團の變起り、我國亦兵を出して列國聯合軍に参加し、世は端なく交戰情態に入る。聖上乃ち旨を山縣に諭して其任に留らしめ、山縣謹で命を拜す。既にして義和團事變纒かに局を結び、爾後最も敏捷なる外交

手腕を要し、而して伊藤は憲政黨を呑みて新たに政友會を組織し、絶對的多數の黨與を擁して隱然政府の敵國たるの氣勢を示したるを以て、山縣は終に辭意を決し、九月二十六日を以て辭表を奉呈し、其後任に伊藤を推薦したり。

七 政友會及政友會内閣

伊藤博文の政黨改造論—憲政黨と伊藤の接近—政友會組織—憲政黨解黨—絶對多數黨—政友會内閣組織(第四次伊藤内閣)—星亨排斥—官紀紊亂—地方政治の腐敗—各派の形勢—貴族院各派の行動—東洋の福機—國民同盟會

伊藤博文は曩者内閣を退くの後、全國を周遊し、到る處に既成政黨の弊を論じ、之を矯むるにあらざるば憲政の眞髓を發揮する能はずと爲し、自ら進んで模範的政黨を結成せんとするの態を示す。時

に憲政黨は徒らに尨大の軀體を保ちて内に節制なく、加ふるに二會期來提携せる山縣内閣の疎外する所と爲り、殆ど措置に窮す。偶々伊藤の政黨論を聞き、之に頼りて以て黨運を開かんと欲し、乃ち山縣内閣に對して提携斷絶を通告し、直ちに結託の交渉を伊藤に試む。交渉數次、議大に進む。當初憲政黨の意、伊藤を迎へて其黨首に仰がんとするにありたりと雖も、終に舊黨を解きて伊藤の新黨の下に集まるの方策を執る。新黨は其名を立憲政友會と號し、八月二十五日を以て其創立委員會を開き、總裁伊藤の名を以て宣言書を發し、同時に政綱を公にす。其宣言書に於て既成政黨の宿弊を擧げ、政黨の本分及責任を論じ、憲政擁護の爲に新たに政黨組織の舉に出でたる所以を明にせり。而して其政綱に掲ぐる所は、憲法條章の恪守、中興皇謨の翼賛、其他一般の内政外交に涉り、立言頗る華麗なり。

政友會創立發表と同時に、憲政黨大會を開き、解黨の議を決し、天下に宣言して曰く「我邦憲政の施設既に十年を経て其効果の未だ完からざる所以のもの、憲政運用の基礎たる政黨の未だ全からざるに由る。我黨夙に之を憂へ、今や時運に際會し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友會を組織し、以て憲政の完成を致さんことを期し、茲に我黨を解く」と。黨員中、二十年來の歴史ある此黨を擧げて之を宿敵たる藩閥の遺老に捧ぐるを惜み、血涙を濺ぎて其不可を争ひたりと雖も、終に及ぶなし。かくて政友會結黨の準備着々進行し、九月十五日を以て其結黨式を行ひ、總裁伊藤は今後會員を指導して政黨の本能を發揮するに力を致さん事を述べ、會員は一に其節制に従ひて行動せんことを誓ふ。此會の下に集る者は多種多様にして、舊憲政黨は其中堅と爲り、憲政本黨及帝國黨員にして來り參同したる者

亦若干を數ふ。從來政黨派に關係を有せざる者にして、新たに黨籍に列したる者亦尠からず、伊藤系の吏僚及其崇拜者等即ち是なり。而して此會に屬する衆議院議員の數は百五十人を超え、優に院議を左右するの勢力を有す。

前項既に記したるが如く、總理大臣山縣有朋は政友會成立と共に辭表を呈し、其後任として伊藤を推薦したり。伊藤は内閣組織の大命を拜し、閣員の人選に従ふの際、新立政友會の首腦たる渡邊國武俄かに脱會を提言し、日ならずして之を取消し、爲めに黨内に動搖を來し、内閣組織の談自ら滯滞す。既にして動搖機かに熄み、十月十九日を以て新内閣員親任式を行ふ。伊藤博文内閣總理大臣たり、渡邊國武大藏大臣たり、末松謙澄内務大臣たり、金子堅太郎司法大臣たり、松田正久文部大臣たり、林有造農商務大臣たり、加藤高明

(二四三)
 外務大臣たり、星亨遷信大臣たり。陸軍大臣桂太郎、海軍大臣山本
 權兵衛、並に故の如し。是れ伊藤の組織したる第四次の内閣にして、
 陸海軍及外務大臣を除くの外、悉く政友會に所屬するものなり。後
 日、陸軍大臣桂辭して兒玉源太郎之に代り、遷信大臣星辭して原敬
 之に代る。當時政友會は勢力を東京市に扶植し、星其牛耳を執り、
 放漫なる行動を以て市政を左右し、終に發して醜怪なる疑獄と爲り、
 吏員の拘禁せらるゝ者頻々相踵ぎ、星亦收賄罪の告發を受くるに至
 れり。天下皆な星の心事行動を陋とし、之をして輔弼の地に在らし
 むるが如きは、官紀風教を紊るの甚しきものなりと爲し、指彈の聲
 一世に高く、政友會内に在りても亦私かに之に和する者あり。首相
 伊藤此形勢に省み、懇ろに辭職を勸告したりと雖も、星傲然として
 之を斥く。此に於て天下の非難益々加はり、樞密院内亦推薦失當の

論起り、貴族院の各派亦一齊起て政府に肉薄し、必ず星を斥けて以
 て官紀を保護せんとす。事此に及んで星終に屈し、司法大臣をして
 不起訴を公開席上に聲言せしめ、次で辭表を奉呈し、且つ文書を以
 て辭職の理由を天下に告白したり。
 政友會内閣は國務と黨務とを混淆し、自ら官紀の紊亂を來し、且
 つ地方黨員は其黨派内閣の成立に誇り、往々放漫の舉を敢てして地
 方政治の基礎を撼搖す。此を以て憲政本黨及帝國黨は共に官紀を振
 肅し政界の腐敗を矯正することを標榜して立ち、貴族院六派の如き
 も亦同一題目の下に結合す。六派は幸に星亨排斥の目的を達するこ
 とを得たりと雖も、唯此一事に満足せずして依然結合を保ち、必
 ず其素志を達せんことを期し、内閣に對して頗る反感を懷く。凡そ
 貴族院の憤慨興起せること此の如くなるは以往未だ曾て其例を見ざ

(二四四)
る所なり。此時に當りて北清義和團の暴動既に鎮定したりと雖も、露國は此紛擾の時を利用して滿洲併呑の計を畫し、英獨兩國は新たに協商して支那保全を誓ひ、我帝國亦之に参加し、時局頗る紛糾して、形勢甚だ泰からず。此時運に當りて國民同盟會なる團體新たに起り、支那保全、朝鮮扶植を標榜し、超然として政黨の外に立ち、舉國同憂の士と共に帝國の極東政策を定めんと努む。(公爵近衛篤磨首唱)天下靡然として之に賛し、憲政本黨及帝國黨の如き概ね其盟約に加はり、與に偕に時局に周旋す。政友會員亦當初來り参じたりと雖も中途にして同盟を脱し、却て公然反對の議を唱ふるに至れり。(附記す。第十五議會召集の交、大隈は憲政本黨に投じ、公然總理の任に就く。)

八 貴族院の憤起

第十五議會—各種増稅案—衆議院の盲從—貴族院六派の反抗—増稅案否決の趨勢—停會—議員誘拐—交渉拒絕—元老の調停—不調—大詔喚發—増稅案通過—閣臣の捧表待命—衆議院の責任論—豫算紛議

政府は増稅案を第十五議會に提出し、爲に著大の政紛を起したり。増稅種目は酒造稅、砂糖稅(新)、海關稅、及葉烟草專賣率引上にして、年額約二千百萬圓の收入を豫期す。其支途に至りては極めて曖昧なりと雖も、主として北清事件費及同費の爲に流用したる各種基金を填補し、且つ從來の公債支辨事業を普通歳入の支辨に移さんとするに在るものゝ如し。此増稅計畫に對しては衆議院内異論少からず。憲政本黨は多時紛議の極、増稅贊成の黨議を定めたるも、爲に約三分の一の黨員を失ひ、此等脱黨者は別に一團を組織し、名づけて三

四俱樂部と云ふ。又帝國黨は原案に反対し、政友會は兩政整理を條件として之に賛成し、此の如くにして纔かに衆議院を通過したり。之を貴族院に移すに及んで、同院の六派は星排斥問題以來其結合極めて固く、増稅案に對する衆議院の決議は國民の意思を眞正に代表したるものにあらずと爲し、其委員會は當路者の哀願を顧みずして之を否決す。要は現下増稅の必要を認めずと云ふに在り。同院本會議亦當路者の哀願を排して將に本案を否決せんとするの時に當り、忽ち十日間停會の詔勅を拜す。政府は此停會期間を利用して貴族院の意思を覆へさんとし、各派個人に就て誘惑を試みたりと雖も、一人の之に應ずる者なく、公式に各派と交渉するの議を提したりと雖も、各派は交渉の餘地なしとして之を拒む。更に調停を元老に依頼したりと雖も、元老巧辭之れを避け、何等の効を收むること能はず。此

(二四六)

に於てか官廷の御用を以て各地散在の元老を東京に召す。爾來山縣松方西郷井上等、政府と貴族院各派との間に立ち、切に調停の任に膺りたりと雖も、兩者の意見甚だ懸絶し、適當の斷案を得ること能はず、元老等終に調停の手を收め、而して政府空しく懊惱するのみ。此政局危急の時に當り、偶々大命あり。特に貴族院議長近衛篤磨を召し、財政計畫に關して聖意を宣べさせらる。曰く「今ニ於テ必要ノ軍費ヲ支辨シ並ニ財政ヲ鞏固ニスルノ計畫ヲ立ツルハ誠ニ國家ノ急務ニ屬ス、貴族院各員ノ誠忠ナル、必ス朕カ日夕ノ憂ヲ願ツヘキヲ信シ、速ニ廟謨ヲ翼贊シ、國家ヲシテ他日ノ憾ヲ貽サ、ランコトヲ望ム」と。大詔煥發するや、貴族院議員皆な屏息し、形式的に増稅案を再審して悉く之に協賛したり。此に於て閣臣等皆な捧表して進止を待ち、而して聖明の恩宥に依り其職に留まる。衆議院の非政

(二四七)

(二四八)

友會各派は、閣員が此失態を敢てして恬然其職に留まるは、國務大臣たるの職責に背き輔弼の重任に堪へざるものと爲し、決議案を提出して其責任を問はんと試みたり。首相伊藤は火酒を含みて議場に臨み、政府が増税案に關して貴族院に折衝したる行動中、一も非難すべきものなしと辯疏し、天皇の信任を辱うする國務大臣たる者、無關係なる衆議院の決議に依りて輕々進退せざることを明言し、政友會極力之を援護し、院議終に決議案を否決したり。

豫算に關しても貴衆兩院の間に小衝突あり。衆議院は幾んど原案に盲従したるも、貴族院は豫算中最も重要な吳造兵廠擴張費を削減し、官吏増俸は之を復活したり。兩院協議會を経て、兩件共に削除に歸す。又當期議會に於て憲政本黨帝國黨及貴族院各派より外交及地方政治紊亂に關する質問盛に起り、又會て一たび否決したる議

員瀆職法案を可決したり。

九 伊藤内閣瓦解

財政計畫の破綻—公債事業中止論—廟堂の異議—再度の激論—閣議不統一—首相伊藤の辭表—黨相渡邊の自負—内閣瓦解

伊藤内閣は奇計を第十五議會に弄して三十四年度豫算及一般財政計畫に協賛を受け、閉會後未だ幾くならずして俄かに其計畫を變更するの已むべからざるに至れり。蓋し日清講和の後、政府は杜撰なる戦後經營を立案し、爾來官民相率るて歲計の膨脹を助長し、増税募債以て一時を彌縫したりと雖も、今や破綻百出、財政の基礎漸く傾き、識者をして眞に寒心に堪へざらしむ。現閣の大藏大臣渡邊國武深く此形勢に慮り、乃ち斷然三十四年度の公債支辨事業を中止するの計畫を立て、首相伊藤の同意を受け、之を四月某日の閣議に提

(二四九)

唱す。他の政友派の大臣皆な之を不可とし、既定計畫を實行するの
 國家の進運に副ふ所以なるを論じ、兩者の間に幾日の激論を闘はし、
 結局約二千五百萬圓の公債事業を中止するの廟議を定めたり。次で
 次年度豫算を編製せんとするに當り、渡邊は再び前日の主張を執り、
 三十五年度に於ては一切公債を募らず、新事業を起さず、既定の繼
 續事業も一時之を中止するの已むべからざる所以を提唱す。政友派
 各大臣は曩に任けて三十四年度事業中止の議に賛したりと雖も、果
 ねて之を三十五年度に行ふに忍びず。乃ち決然起て渡邊に抗し、各
 自説を固執して相譲る所なく、閣議全く統一を缺く。伊藤は事の終
 に收拾すべからざるを覺り、五月二日捧表して骸骨を乞ひ、即日閣
 議を開きて之を披示し、他の閣員皆な偕に辭表を捧ぐ。獨り渡邊は
 其地位を保ち、伊藤に留任奉公を勸告し、又閣下に伏して財政意見

を奏問し、以て前記計畫と終始せんことを努めたりと雖も、終に聖
 諭を以て辭表を捧ぐ。元老等は尙ほ伊藤に留任を勸告し、閣僚の意
 見亦此に在りたりと雖も、伊藤断じて之を拒む。此に於て伊藤の辭
 表を裁可し、樞密院議長西園寺公望を臨時總理大臣に任じ、元老等
 に詔して後繼内閣を策せしむ。

第六章 桂長期内閣

一 桂内閣組織 附政界事情

新内閣員の配置—小山縣内閣—滿洲問題—日英同盟—財政消極策—星亨の横死—伊藤の洋行—政友會の内訌—憲政本黨の衰運—三四俱樂部—帝國黨—第十六議會—財政計畫異議—政府政友會の妥協—清國債金收入—公債不募政策—各派の惡感

前内閣總理大臣伊藤博文其職を辭するの後、能く其後任を襲がんとする者なく、僅かに井上馨の一たび諾意を表することありたりと雖も、是れ亦故ありて其實現を見ず、輾轉して終に桂太郎推薦の議を生ず。桂一諾直ちに之に應じ、普く各元老に就て後援を求め、閣員の人選を了し、六月二日四年を以て親任を蒙る。即ち桂太郎内閣總理大臣に任じ、内海忠勝内務大臣に任じ、會禰荒助大藏大臣に任

じ、芳川顯正逓信大臣に任じ、平田東助農商務大臣に任じ、清浦奎吾司法大臣に任じ、菊池大麓文部大臣に任じ、海軍大臣山本權兵衛及陸軍大臣兒玉源太郎は各々其任に留まる。而して外務大臣の任は之を小村壽太郎に授し、小村時に全權公使の任を帯びて清國に駐留したるを以て、其歸朝するに至るまで、新任大藏大臣會禰をして外務大臣を兼攝せしむ。翌年三月兒玉の陸軍大臣を免じ、寺内正毅を以て之に代ふ。新内閣は政系を山縣有朋に引くを以て、世に之を小山縣内閣と謂ふ。閣員皆な官僚の後進にして、自ら其威望の足らざるに省み、相警めて閣裡の結合を鞏固にし、各元老及各政黨の意を迎へ、翼々事に當りて天下の非難を避けんことを維れ努む。内閣創立後未だ幾くならずして北清事件に關する列國對清國の條約成り、列國は概ね其兵を撤したりと雖も、單り露國は之を肯んぜず、却て

清國と密約して諸般の利権を網せんと圖る。帝國政府は清國に忠告して露國に抗議し、更に英國と攻守同盟の約を訂して東洋の平和を確保するに努め、露國終に屈して滿洲選付條約を清國と結びたり。然れども露國は誠實に其約を履むことなく、爲に政府は此對外問題の折衝に努力すると共に、内に在りて當時最も重要な財政の計畫に苦心し、大に消極の方針を執り、中央に、地方に、總て經費を節省して國力の困憊を免れんことを圖りたり。

顧みて政黨界を看れば、政友會は偶然の事由よりして頗る衰運に向ひたり。六月二十一日、政友會の領袖星亨會と刺客の刺す所と爲り、立所に其命を墜す。星は非凡の材幹を以て政友會を總統し、内は巧に黨員を操縦し、外は他黨に折衝し、幾んど獨力を以て政界を左右し來りたりと雖も、星歿するの後、黨内に内紛を生じ、若くは

系統を以て、若くは地方を以て、若くは其他の感情を以て、互に相争ひ相闘ぎ、幹部能く之を慰撫鎮靜するなし。總裁伊藤亦頗る黨内の紛擾を厭ひ、第十六議會召集前、飄然として去て海外に遊び、爲に黨内全く統一を缺き、各派各員互に軋轢を逞くし、一黨の重事たる對議會方針の如きは之を定むるに違あらず。但し伊藤は去るに臨みて一言以て黨員を誡め、現内閣に對して妄りに反對の言動を爲すべからざることを告げたりと雖も、黨員尙ほ舉措に惑ひ、輒く政府に對する方針を定むること能はず。若し夫れ憲政本黨は曩に増稅案に贊成して多數の黨員を失ひ、著しく勢力を墜し、爾來政府に接近して頽勢を挽回せんとし、故らに態度を曖昧にして後日の素地を作る。憲政本黨より分離したる三四俱樂部は、財政問題に關して益々母黨と意見を異にし、其意見は却て政友會に接近するに至る。帝國

黨は明に現内閣と主義方針を同じうすることを決議して政府の後援
たらんとし、貴族院各派又概ね現内閣に同情を寄せ、其意見徐々憲
政本黨に接近す。以上述ぶる所、實に第十六議會召集前に於ける各
政派の趨勢なりとす。

帝國財政の窘迫は曩に既に伊藤内閣を僵し、今亦桂内閣を悩ませ
り。時に北清事件の講和條約調印を了し、清國は關係列國に對して
損害を賠償することを約す。償金の帝國配當額は四千七百五十萬圓
(總額五千萬圓中、二百五十萬圓は個人の受領額)にして、之を四分
利の公債とし、三十九個年の長期間を費して漸次に皆済するものと
す。政府は八掛の相場を以て該債券全部を預金部に賣却し、其代金
三千八百萬圓を一般歳入に繰入れ、以て北清事件に關する既往の債
務を償ひ、今後の該費を支辨し、努めて歳計を緊縮し、事業を繰延

(二五七)

べ、新規の公債募集を中止し、従来の公債事業は一に普通歳入を以
て之を支辨せんとし、此趣旨を以て三十五年度豫算を編し、之を第
十六議會に提出したり。政友會は極めて不確實なる清國債券を一時
に歳入に編入するを危険と爲し、特に之を八掛の高價に處理するの
無謀を非難し、清國償金は宜しく特別會計を以て之を整理すべく、
又従来の公債支辨事業は之を普通歳入に振替ふるの必要なしと爲し、
政府の財政計畫を根柢より破却せんと試みたり。此を以て政府部内
に衆議院解散の議起りたりと雖も、井上馨起ちて調停を試み、當路
者と政友會代表者と屢々相會見し、交々具案を提して互譲の道を求
め、案を更ふること再三に及びたりと雖も、輒く一致の點を見る能
はずして交渉終に破裂す。既にして形勢一變、再び交渉を開始し、
協議容易に成熟す。其條件は政府は清國償金額の確定したることを

(二五七)

議會に明言し、其債券の預金部賣却率を七掛に改め、又衆議院の豫算査定案に同意し、且つ今後の行政整理を公約すること即ち是なり。政友會中此條件を不利とし、妥協に反対したりと雖も、以て黨議を動かす能はず。從來の紛議茲に全く熄み、豫算又成立し、政府の財政計畫は根柢に於て何の變更を蒙るに至らず。爾く政府は一に政友會と協議し、他の各派を疎外したるを以て、自ら各派の惡感を買ひ、貴族院亦政府が政友會と私議して漫りに政策を改むるを非難し、送りて豫算削減の議を生じたりと雖も、終に政府政友會私議の計畫を改むるに至らず。

二 民黨聯合、衆議院解散

行政整理—第三期海軍擴張計畫—第七回總選舉—伊藤の財政緊縮論—伊藤大隈の會見—政友黨政兩黨の聯合—第十七議會—海軍擴張及増租案提

出—増租案の運命—停會—議員誘拐—近衛萬慶の調停—政府の讓歩案—交渉不調—衆議院解散

政府は前議會に對する公約に基き、行政整理に着手し、各般の支障を排して僅かに整理の一段落を告ぐ。其整理減額は約一千萬圓に達すと雖も、其過半は事業の繰延にして、官有物の拂下之に亞ぎ、實際經費の節約額は五十餘萬圓に止まる。政府は一方に於て行政を整理すると共に、他方に於て第三期海軍擴張を企て、十箇年の事業として軍艦八隻を新造し、其總經費約一億一千萬圓の財源を地租に仰がんとし、夫の第十三議會の協賛したる地租増徴年限を撤して恒久税と爲さんとす。是より先き衆議院議員任期満ち、八月十日五年新選舉法の下に第七回總選舉を行ひたるが、各派は舉て行政整理の不十分なるを論じ、又海軍擴張には必しも異論を唱へずと雖も、其

財源を増租に取るの計畫を不可とし、終に平生不和の政友憲政兩黨
 相結びて政府に反抗するの異觀を呈するに至れり。
 政友會總裁伊藤博文は熟ら近時の財政を按じ、國費徒らに膨脹し
 て民力日に凋弊するの實情を目撃し、今の時に根本的行整理を行
 ひ、大に政費を緊縮し、大小の事業、萬已むを得ざるものにあらざ
 る限りは悉く之を中止し、以て正貨を保留し民力を休養するにあら
 ずんば、國家の破産終に免るべからずと爲す。伊藤は元老協力して
 政府を賛げ、以て根本的財政整理を行はしめんと欲し、之を山縣松
 方等に諮りたりと雖も、彼等は之を冷眼に付して顧みず。乃ち去て
 直接に政府當路に忠告を試みたるに、當路亦巧辭之を拒む。伊藤衷
 心甚だ快ならず、乃ち政黨總裁の資格を以て正面より政府に抵抗せ
 んとするの念を起す。政界の策士乃ち乘じて以て伊藤大隈（大隈は

當時公然憲政本黨の總理たり）の二人を聯接し、政友憲政兩黨の共
 同力を以て政府を突破するの計を畫し、其計畫幸に時運に中り、第
 十七議會召集期の切迫に際して二首領の會見と爲る。蓋し伊藤大隈
 の二人互に政界に抗争するもの茲に二十年、今や偶々時局の憂を同
 じうし、偕に手を携へて共同の政敵に抗せんとす。政機の變轉亦奇
 ならずと謂ふべからず。二首領會見の翌日、兩黨は各々大會を開き
 て對議會方針を議決し、其趣旨略々相一致するを見る。曰く政府の
 表示せる行政整理は未だ十分ならずと認む。曰く財政計畫は嚴に緊
 縮主義を取り、不急の新事業は一切協賛せず。曰く地租増徴は斷じ
 て既定年限以後に繼續すべからず。曰く海軍擴張は已むべからざる
 も、其財源を増租に資るを許さず云々。政友憲政兩黨は實に此共通
 の決議を以て第十七議會に臨みたり。

政府は第十七議會に於て行政整理の結果を報告し、又海軍力充實の急務たる所以を述べ、其財源を一般歳入に求むるも之が餘裕なく、内外債の募集亦能はず、已むを得ず明治三十六年度を期限とする地租増徴を後年に繼續して海軍補充費に資せんとするの方針を披示せり。民黨各派は早く既に政府反對の鋒鏑を露出し、交々其政策を攻撃す。政府は當初頗る衆議院を輕視し、容易に其政策の遂行を期したりと雖も、今に及んで始めて其豫想の誤れるを悟り、乃ち種々の手段を施し、以て議員の意思を動かさんことを勉めたりと雖も、一も其效あるなし。各派は先づ海軍擴張の財源たる増租繼續案を否決して政府の根本政策を覆へすの作戦を執り、衆議院委員會に於て一舉増租繼續案を否決し、直ちに之を本會に付して將に否決せんとするの利那、忽ち五日間議會停會の命下る。停會の命に遭ひて各派の

意氣益々昂り、其結束愈々鞏く、政府の誘拐も終に施すに處なし。此時に當りて貴族院議長近衛篤磨起て兩者の間に調停を試みんとし、先づ首相桂の意向を叩き、又院内六派の同意を領し、衆議院議長片岡健吉を介して政友憲政兩黨の領袖と相會見せんことを求む。兩黨領袖は衆議院と政府との衝突を貴族院の調停に委するを不可とし、巧みに會見を辭したりと雖も、近衛の強請に依り枉けて之と會見す。民黨素と調停を好まず、又妥協の餘地存せざるを知るが故に、努めて妥協本論に入るを避け、近衛亦此意を解して終に口を噤し、會見何の得る所なし。此に於て近衛は桂に勸告するに増租案撤回の議を以てしたりと雖も、桂之に應ずるに躊躇す。既にして停會期満ち、政府は累ねて一週間の停會を奏請し、其期間を利用して益々議員誘拐を勉め、多少の效を收めざるにあらずと雖も、以て大勢を變轉する

こと能はず。却て益々民黨の反感を激成し、其攻撃愈々熱烈を加へ、政局全く否塞して内閣の基礎自ら動搖するに至れり。是より先き第一次停會の初、臺灣總督兒玉源太郎は任意の見を以て政府と民黨との間に調停を試みんとし、此意を政友會總裁伊藤に通じたるに、一言の下に其斥くる所と爲る。茲に政府は兒玉を煩はして政友憲政兩黨の領袖に會見せんと欲し、兒玉之を伊藤に乞ひ、伊藤之を諾して兩黨領袖を政府に紹介し、再び兩者の會見と爲る。政府は何等の具案を提せずして漫然妥協を求め、兩黨代表者の督促を蒙るに及んで妥協案を提出す。其案は、地租三分三厘の原案を改めて三分に止め、爲に生ずる缺額は事業繰延及政費節約を以て之を填補せんとするに在り。民黨は固と主義に於て増租を非とし、爲に政府の三厘の讓歩に耳を傾けずして直ちに之を否認す。既にして再停會期滿ち、増租

案を取りて議事に付す。桂は一般の行政財政に涉りて長演説を試み、海軍擴張費は地租増徴に依るの外に途なしと言ひ、議院が交譲妥協を排去せんとするの色を形はしたるは眞に遺憾に堪へざる旨を述べ、以て政府の決心を示したり。議院は固く前來の主張を執り、將に増租案の可否を表決せんとするの際、衆議院解散の命突如として降る。時に三十五年十二月二十八日にして、議員は其任に在ること僅かに一會期に過ぎず。

三 政府政友會の妥協(上)、政友會の内訌

政友憲政兩黨の結束—政府の妥協希望—桂伊藤の私議—妥協條件—伊藤の黨員欺罔—政友會内の黨界刷新論—總裁專制の不平—内訌—除名—脱黨—妥協否認—政府問責論—伊藤の慰諭—政友會と憲政本黨との關係—民黨聯合破裂—中正俱樂部

(二六六)
 衆議院解散後、政友憲政兩黨は益々結束を鞏くし、相和協して選挙場裡に立ち、努めて同志の前議員を挙げ、必ず新議會に前來の主張を貫徹せんことを期す。政府の干渉頗る激烈なりしと雖も、選挙の結果は明に非政府黨の勝利に歸し、政友會は百九十餘人、憲政本黨は九十餘人の議員を擧ぐることを得たり。政府は當初より新議會に勝利の算なきを知り、總選挙の結果に見て益々懊惱し、努めて再度の衝突を避くるの道を講じ、山縣に頼りて妥協を伊藤に提言す。時に露國の滿洲經營大に其歩を進め、東洋の危機刻々迫る。政府乃ち巧みに辭を此に託し、今の時は國內徒らに相闘ぐを許さずと爲し、増租案を放棄して政友會と妥協せんことを通告す。伊藤其動かす所と爲り、會見數次、容易に妥協の條件を定めたり。曰く「海軍擴張の財源は行政整理、事業繰延、公債募集金及前年度剩餘金に取り、

行政整理は毎年約一百万圓を節減し、公債は毎年約六百万圓を募集す。増租繼續案は形式的に新議會に提出し、議場の形勢を見て之を撤回す」と。伊藤は何人にも諮らずして單意を以て妥協の確約を當路者に與へ、然る後に之を政友會總務委員に報告す。但し伊藤は單に政府が増租案を放棄したる一事のみを告げ、妥協條件の細目に關しては何の言ふ所なし。總務委員等私かに總裁の專肆を惡むと雖も、然かも亦交渉の餘地尙ほ十分に存するを認め、後日の交渉に於て有利の條件を定めんことを期し、當路者と會見の期を待ちたり。焉ぞ知らん、上記の妥協條件は伊藤と桂との間に確立したる所にして、一點も交渉の餘地を存せざる約束ならんとは。此事情は後日に及んで始めて判明す。即ち後に記する所の如し。
 妥協問題と相前後して政友會内に一大紛擾を惹起したり。由來政